

令和7年 第1回定例会

浦 白 町 議 会 会 議 録

令和7年 3月 5日 開会

令和7年 3月17日 閉会

浦 白 町 議 会

浦臼町議会第1回定例会 第1号

令和7年3月5日（水曜日）

○議事日程

- | | |
|-----------|---|
| 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | 会期の決定 |
| 3 | 諸般報告 |
| 4 | 行政報告 |
| 5 議案第2号 | 令和6年度浦臼町一般会計補正予算(第12号) |
| 6 議案第3号 | 令和6年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) |
| 7 議案第4号 | 令和6年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) |
| 8 議案第5号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 9 議案第6号 | 浦臼町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について |
| 10 議案第7号 | 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更について |
| 11 議案第8号 | 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 12 議案第9号 | 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 13 議案第10号 | 浦臼町中小企業振興条例の一部を改正する条例について |
| 14 議案第11号 | 浦臼町自然休養村センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について |
| 15 発議第1号 | 浦臼町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について |
| 16 | 令和7年度町政執行方針 |
| 17 | 令和7年度教育行政執行方針 |
| 18 議案第12号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について（内容説明まで） |

- 19 議案第13号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する
条例について（内容説明まで）
- 20 議案第14号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を
改正する条例について（内容説明まで）
- 21 議案第15号 浦臼町職員等の旅費に関する条例の一部を改正す
る条例について（内容説明まで）
- 22 議案第16号 令和7年度浦臼町一般会計予算（概要説明まで）
- 23 議案第17号 令和7年度浦臼町国民健康保険特別会計予算（概
要説明まで）
- 24 議案第18号 令和7年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算
（概要説明まで）
- 25 議案第19号 令和7年度浦臼町下水道事業会計予算（概要説明
まで）

○出席議員（8名）

議 長	8 番	小 松	正 年	君	副議長	7 番	柴 田	典 男	君
	6 番	静 川	広 巳	君		5 番	中 川	清 美	君
	4 番	野 崎	敬 恭	君		3 番	高 田	英 利	君
	2 番	土 屋	慎 一	君		1 番	砂 場	明 君	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	川	畑	智	昭	君
副	町	長	石	原	正	伸	君
教	育	長	河	本	浩	昭	君
総	務 課	長	城	宝	睦	己	君
総	務 課 主	幹	安	田	良	弘	君
総	務 課 主	幹	早	坂	隆	広	君
住	民 課	長	明 日	見	将	幸	君
住	民 課 主	幹	國	田	幹	夫	君
福	祉 課	長	齊	藤	淑	恵	君
福	祉 課 主	幹	粟	野	敏	朗	君
産	業 課	長	馬	狩	範	一	君
産	業 課 主	幹	山	崎		哲	君

建設課長	上嶋俊文君
会計管理者	中田帯刀君
教育委員会事務局長	横井正樹君
教育委員会幹事	小田修司君
農業委員会会長	位田勝君
代表監査委員	笹木政廣君

○出席事務局職員

局長	國田朋子君
局書記	藤澤翔太郎君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（小松正年君）

本日の出席議員は8名です。

定足数に達しております。

ただいまから、令和7年第1回浦臼町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（小松正年君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松正年君）

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、4番野崎議員、5番中川議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小松正年君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの13日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月17日までの13日間と決定しました。

◎日程第3 諸般報告

○議長（小松正年君）

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、令和6年第4回定例会以降、本日までの議長政務報告をお手元に配付してありますのでお目通し願ひ、主なもののみ報告します。

1月30日から31日において令和7年第1回空知町村議会議長会定例総会を、今回は浦臼町議会が当番ということで、多世代交流施設えみるで開催いたしました。令和6年度会務報告の後、令和7年度事業計画並びに令和8年度歳入歳出予算について原案どおり可決いたしました。その後、会場を新十津川町サンヒルズサライに移動し、

懇親会を行いました。開催前に来賓として川畑町長にご挨拶をいただき、その後についても、14町の議長さんとお1人お1人にお話をいただき、懇親を深めていただきました。当番議長として大変感謝を申し上げるところでございます。

以上で、報告といたします。

次に、監査委員より令和6年12月から令和7年2月に実施した例月出納検査の結果の報告がありました。その写しをお手元に配付してありますので、ご承知願います。

次に、総務産業常任委員長より所管事務調査の報告がありました。その写しをお手元に配付してありますので、ご承知願います。

以上、3件について報告済みといたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（小松正年君）

日程第4、行政報告を行います。

初めに、町長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

皆さんおはようございます。

令和7年第1回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつと行政報告を申し上げます。

本日をもって召集いたしました第1回定例会では、議案18件を上程いたしております。各議案提出の際には、詳細にご説明いたしますので十分にご審議いただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

この際、第4回定例会以降の動静につきまして、数点ご報告をいたします。

先月の25日、成年後見制度学習会を役場あかねホールで開催いたしました。ご承知のように、この制度は認知症や障害などの理由で法律行為を1人で行うことが難しい方々を法的に保護・支援する制度でございます。これまでも対象となる方が出てきており、かねてより制度の創設が望まれておりましたが、ようやく体制が整い、本年4月から浦臼町成年後見支援センターの開設を予定しています。滝川市で滝川なのはな法律事務所を開設されている大根田弁護士を講師にお願いし、福祉団体、施設関係者及び町職員の知見を深め、今後においても指導助言をいただき、円滑なセンター運営に努めてまいります。

また、27日には地域おこし協力隊の活動報告会がえみるで行われました。現在、観光プレイングマネージャーとして活動されている稲野さんと荒尾さんから発表いただき、今年度それぞれが取り組んだイベントやアドベンチャーツーリズムなどの活動内容と、今後に向けての取り組みが報告されたところです。初めて開催した報告会でしたが、町民の皆さんの関心も高く、30名近くの方にお集まりをいただきました。活発な活動で地域の魅力を発掘し、再認識させてくれる協力隊員の皆さんを、町民の

皆様とともに応援していきたいと思っております。

最後になりますけれど、先月上旬に水田活用直接支払交付金制度の次年度以降の見直しについて示されたところです。畑地化に関する方針転換や産地交付金の仕組みの見直しなど、将来の農業経営に影響を与える可能性の高い内容も多く、再生協議会として情報収集・提供に努め、適切な指導助言につなげていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。

これを許します。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

おはようございます。

議長の発言のお許しがございましたので、第4回定例会以降の教育行政報告につきまして、お手元の報告書をお目通しいただき、何点かにつき報告をさせていただきます。

1月12日に開催いたしました浦臼町二十歳を祝う会につきましては、12名の出席をいただき、門出を祝福いたしております。

次に、2月23日に浦臼剣道連盟の全面的なご協力をいただき、農村センターで開催しました第29回B&G財団会長杯争奪剣道大会につきましては、4市3町から76名の選手の参加をいただき、小学4年生以下の部、小学5・6年生の部、中学生の部の団体制による熱戦が繰り広げられたところでございます。

次に、本年度、小学校5年生と中学校2年生を対象に行われました令和6年度全国体力運動能力調査の結果についてでございますが、小学校では、男女ともに握力、上体起こし、男子の立ち幅跳び、女子の反復横跳びで全国平均を大きく上回りましたが、唯一男子の長座体前屈で全国を下回っております。中学校では、男子の握力、50メートル走、ハンドボール投げでは大きく、また、立ち幅跳びでも全国平均を上回りましたが、女子では上体起こしと立ち幅跳びで全道平均は上回っているものの、全ての種目で全国を下回る厳しい結果となりました。今後改善を図りながら、体力向上に向けた取り組みを行ってまいります。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（小松正年君）

これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 議案第2号

○議長（小松正年君）

日程第5、議案第2号 令和6年度浦臼町一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

それでは、補正予算書のご用意をお願いいたします。

議案第2号 令和6年度浦臼町一般会計補正予算（第12号）。

令和6年度浦臼町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1487万1000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億8273万6000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加は、「第4表地方債の補正」による。

令和7年3月5日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

初めに、第2表繰越明許費補正についてご説明申し上げます。8ページをお開きください。

1. 追加でございます。4款衛生費、3項診療所費、事業名、町立診療所管理費、金額3億1355万3000円でございます。本年に竣工いたします町立診療所の工事費、管理委託費及び事務費を設定するものでございます。

次に、第3表債務負担行為補正についてご説明いたします。9ページをお開きください。

1. 追加でございます。令和6年度から令和7年度の期間で設定する事項と限度額について順に読み上げてまいります。

行政センター等清掃業務委託料、限度額546万1000円。

公用車運行業務委託料、限度額158万4000円。

ホームページ保守業務委託料、限度額56万8000円。

ネットワーク機器等保守業務委託料、限度額198万円。

戸籍電算システム保守業務委託料、限度額13万6000円。

総合行政システム保守業務委託料、限度額2475万円。

全国町・字ファイル保守委託料、限度額14万3000円。

住民基本台帳ネットワーク保守業務委託料、限度額131万9000円。

振り仮名通知書作成業務委託料、限度額243万6000円。

地理情報システム保守業務委託料、限度額70万円。

ごみ収集運搬業務委託料、限度額1726万7000円。

一般廃棄物最終処分場水処理施設維持管理業務委託料、限度額333万3000円。

町立診療所超音波診断装置保守点検業務委託料、限度額19万6000円。

町立診療所デジタル画像診断システム保守点検業務委託料、限度額58万1000円。

町立診療所X線透視撮影システム保守点検業務委託料、限度額157万1000円。
続きまして、10ページをお開きください。

減量化施設管理業務委託料、限度額213万8000円。

鶴沼公園等管理業務委託料、限度額1470万7000円。

町道等維持補修業務委託料、限度額2343万円。

防災行政無線保守点検業務委託料、限度額80万8000円。

外国語指導助手業務委託料、限度額599万5000円。

学校情報機器保守業務委託料、限度額525万4000円。

小荷物専用昇降機定期点検業務委託料、限度額29万1000円。

以上、22の事項でございます。

これらの業務につきましては、令和7年度当初から業務の履行を可能とする必要があるため、追加するものでございます。

次に第4表、地方債の補正についてご説明をいたします。11ページをお開きください。

1. 追加でございます。起債の目的、過疎地域持続的発展特別事業、限度額4310万円でございます。本事業は過疎対策事業債のうち、いわゆるソフト対策事業に充当する地方債として借り入れるものでございます。

次に2. 変更でございます。起債の目的、緊急自然災害防止事業債、限度額4億7000万円を4億7020万円に変更するものでございます。支浦臼内川整備工事に係る起債対象事業費の増に伴い追加するものでございます。

今回の地方債の補正における起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、両起債共通の内容となっております。起債の方法につきましては、証書借入。利率につきましては6.5%以内といたします。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率とするものでございます。償還の方法でございますが、政府資金につきましては、その融資条件によるものとし、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによるものとなります。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものといたします。

次に、歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出よりご説明申し上げます。26ページをお開きください。

なお、今回の補正予算の主な内容につきましては、不用額及び各事業の決算見込みに基づく精査、事業費の確定に伴うものでございます。主なものにつきましてご説明申し上げます。

2款総務費、1項1目一般管理費、補正額2802万8000円の減でございます。1節報酬におきまして会計年度任用職員の任用減により減額するとともに、4節共済費におきましても報酬の減額に伴い生ずる負担金を不用額として減額するものでご

ざいます。

2目財政管理費、補正額2億4943万9000円の追加でございます。24節積立金におきまして、ふるさと浦臼応援基金へ1億2000万円、公共施設建設基金へ7500万円、過疎地域自立促進特別事業基金へ1600万円、財政調整基金へ3048万5000円、減債基金へ827万円を追加計上するものでございます。

3目企画費、補正額499万2000円の減でございます。11節役務費におきまして、町PRにかかる広告費用の執行残。18節負担金補助及び交付金におきまして、地域おこし協力隊事業の未執行や町民まちづくり活動応援補助金の減でございます。

28ページをお開きください。

7目生活交通対策費、補正額3100万5000円の減でございます。12節委託料におきまして、JR軌道等の撤去工事に係る資料作成業務並びに町営バス運行業務の執行残の減額。14節工事請負費におきまして、JR軌道等撤去工事の執行残の減額。18節負担金補助及び交付金におきまして、タクシー等乗車負担金、乗合タクシー運行事業補助金及び一般営業タクシー運行事業助成金につきまして決算見込みに基づき減額するものでございます。

10目自治体情報システム標準化等事業費、補正額3109万8000円の減でございます。各節におきまして、執行残及び不用額を減額するものでございます。なお、18節負担金補助及び交付金のガバメントクラウド利用負担金におきましては、当町は早期移行団体として本年度分は全額を国が負担することに伴い、減額するものでございます。

2項1目職員給与費、補正額1005万9000円の減でございます。2節給料におきまして、特別職に係る独自削減実施分の減額。一般職の決算見込みによる執行残をそれぞれ減額するとともに、4節共済費につきましては、給料の減額に伴い生ずる各組合の負担金を不用額として減額するものでございます。

30ページをお開きください。

4項1目戸籍住民基本台帳費、補正額187万2000円の減でございます。12節委託料におきまして、自治体情報システム標準化に関連し、昨年9月に総合行政システム保守業務委託に統合されたことに伴う執行残を減額。18節負担金補助及び交付金におきまして、人件費上昇分を計上するものでございます。

3款民生費、1項5目障害者福祉費、補正額602万8000円の減でございます。各節におきまして、給付費減により減額するものでございます。

32ページをお開きください。

2項2目児童措置費、補正額387万5000円の減でございます。19節扶助費におきまして、執行見込みに基づく精査による不用額の減でございます。

5目児童福祉施設費、補正額815万3000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、認定こども園運営事業者に対する運営助成金及び認定こども園運営事業者に対し交付しております施設型給付費の決算見込みに基づき精査し、運営助成金につきましては減額、施設型給付費は追加計上するものでございます。

3項1目老人福祉総務費、補正額931万2000円の減でございます。1節報酬から18節負担金補助及び交付金、34ページをお開きください、26節公課費までの各節におきまして、決算見込みに基づき精査するものでございます。

2目後期高齢者医療費、補正額778万3000円の減でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、前年度の療養給付費の精算を次年度に行うことに伴う減額。27節繰出金におきまして、後期高齢者医療特別会計に対する繰出金を当該特別会計の決算見込みに基づき、減額するものでございます。

4款衛生費、1項2目予防費、補正額455万3000円の減でございます。12節委託料におきまして、各種検診に係る受診者の減や任意接種等をはじめとする予防接種の減に伴い、不用額をそれぞれ減額するものでございます。22節償還金利子及び割引料におきましては、令和5年度受入れ済みの国庫補助金の一部について、確定額に合わせて歳出予算より返還するものでございます。

36ページをお開きください。

3項1目診療所費、補正額2687万5000円の減でございます。各節におきまして、契約残を減額するものでございます。

5款農林水産業費、1項5目農業振興費、補正額1274万円の減でございます。38ページをお開きください。18節負担金補助及び交付金におきまして、各事業の執行見込みに基づく精査による不用額の減となっております。

8目水利施設管理費、補正額933万1000円の減でございます。各節におきまして、執行見込みに基づく精査による不用額の減となっております。

6款商工費、1項1目商工振興費、補正額1085万3000円の減でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、中小企業振興助成金につきましては助成実績に伴う減額。企業立地促進事業助成金につきましては申請実績がなかったことに伴う減額でございます。

40ページをお開きください。

2目観光費、補正額1016万6000円の減でございます。7節報償費におきまして、イベント等の事業実績に伴う減額。10節需用費、11節役務費におきまして、自然休養村センター及び温泉保養センターの執行見込みに基づく精査による不用額の減。18節負担金補助及び交付金におきまして、地域おこし協力隊事業の実績に伴い、住宅借上料及び活動費の両補助金を減額するものでございます。

7款土木費、1項目道路維持費、補正額1262万3000円の減でございます。14節工事請負費におきまして、道路補修工事に係る執行残を減額するものでございます。

3目橋梁維持費、補正額727万3000円の減でございます。12節委託料、14節工事請負費におきまして、執行残を減額するものでございます。

42ページをお開きください。

4目除雪対策費、補正額2157万6000円の減でございます。17節備品購入費におきまして、雪寒機械車両の購入額が確定したことに伴い減額するものでございます。

8款消防費、1項1目消防費、補正額244万5000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、人件費上昇分を追加計上するものでございます。

9款教育費、1項2目事務局費、補正額71万円の減でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、高等学校通学等支援助成金、44ページをお開きください、学校給食費助成金につきまして、執行見込み及び実績に基づき精査の上、それぞれ減額するものでございます。なお、美唄地区適応指導教室負担金につきましては、人件費上昇分を追加計上するものでございます。

4項1目社会教育総務費、補正額98万2000円の減でございます。13節使用料及び賃借料におきまして、福祉バス利用によりバス借上料の皆減。18節負担金補助及び交付金におきまして申請がなかったことにより、開拓の碑及び史跡標柱助成金の皆減によるものでございます。

44ページをお開きください。

5項3目、学校給食費補正額119万2000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、人件費及び食材料費上昇分を追加計上するものでございます。

歳出合計、1487万1000円の減でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。12ページをお開きください。

1款町税、1項町民税、1目個人分、補正額461万円の追加でございます。均等割につきましては、賦課実績におきまして納税義務者数が当初見込みを上回ったことに伴い追加するものであり、所得割につきましては、予算計上時見込み収納率からの収納率向上分に係る追加計上となっております。

2目法人分、補正額167万9000円の追加でございます。法人からの申告納付額の増加に伴う法人税割の追加が主な要因でございます。

2項1目固定資産税、補正額1208万3000円の追加でございます。家屋等の新築や償却資産が増となったことが主な追加要因でございます。

3項1目軽自動車税、補正額142万4000円の追加でございます。登録後13年経過の車両に課されます重課税率分の増が主な増額要因でございます。

4項1目町たばこ税、補正額236万円の減でございます。収入見込み額を考慮し精査したものでございます。

2款地方譲与税、3款利子割交付金、6款法人事業税交付金及び7款地方消費税交付金につきましては、交付見込み額を考慮し精査したものでございます。

14ページをお開きください。

8款環境性能割交付金、1項1目環境性能割交付金、補正額150万円の追加でございます。交付見込み額を考慮し精査したものでございます。

10款地方交付税、1項1目地方交付税、補正額3627万円の追加でございます。普通交付税の再算定に伴う追加計上でございます。

12款分担金及び負担金、1項3目農林水産業費負担金、補正額557万7000

円の減でございます。執行見込みに基づき減額するものでございます。

13款使用料及び手数料、1項3億産業使用料、補正額142万9000円の追加でございます。収入見込み額を考慮し精査したものでございます。

1項4目土木使用料、補正額248万円の減でございます。2節住宅使用料におきまして、入居者数の減に伴い減額となったことが主な要因でございます。

16ページをお開きください。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、補正額233万3000円の追加でございます。1節社会福祉費負担金におきまして、障害者自立支援給付費、障害者医療費、障害児施設措置費に係る給付費が減額となったことから国庫負担分を減額するとともに、同費負担金分につきましても同様の理由により、後段の15款道支出金にて補正計上するものでございます。2節児童福祉費負担金におきましては、認定こども園の在園児童数の増や公定価格の見直しに伴い施設型給付費が増額となることから、国庫負担分を追加計上するものでございます。

2項2目衛生費国庫補助金、補正額292万4000円の減でございます。2節診療所費補助金におきまして、収入見込み額を考慮し精査したものでございます。

4目土木費国庫補助金、補正額1012万9000円の減でございます。1節道路橋梁費補助金におきまして、雪寒機械購入事業等の交付額の確定に伴い減額するものでございます。2節住宅費補助金におきまして、中央団地改修事業等の交付額の確定に伴い減額するものでございます。

18ページをお開きください。

6目総務費国庫補助金、補正額2585万9000円の追加でございます。1節総務管理費補助金におきまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付見込みによる追加計上。2節戸籍住民基本台帳費補助金におきましては、社会保障税番号制度システム整備費補助金として、戸籍に振り仮名を記載する整備及び記載する予定の氏名の振り仮名を通知する整備に係るものでございます。

15款道支出金、2項4目農林水産業費等補助金、補正額157万円の減でございます。各種農業関係補助事業の事業費確定に伴う追加と減額の精査でございます。なお、農業委員会活動促進事業補助金につきましては、追加割当による追加計上でございます。

20ページをお開きください。

17款寄付金、1項1目一般寄付金、補正額199万円の追加でございます。寄付実績に伴い追加計上するものでございます。

1項2目、ふるさと応援寄付金、補正額1億585万2000円の追加でございます。申込件数の増に伴い追加計上するものでございます。企業版ふるさと納税寄付金につきましては、執行実績に基づき計上するものでございます。

22ページをお開きください。

19款諸収入、3項2目雑入、補正額8016万4000円の追加でございます。デジタル基盤改革支援補助金におきまして、総合行政システムのガバメントクラウドへのリフト業務、健康管理システム等個別システムの標準化業務に係る補助金を追加

計上するものが、主な増加要因でございます。

24ページをお開きください。

20款町債、1項2目総務債、補正額4310万円の追加でございます。本補正予算において追加いたします地方債、過疎地域持続的発展特別事業の計上に伴い起債額追加をするものでございます。

3目衛生債、補正額4090万円の減でございます。診療所建替事業に係る事業費の確定に伴い、起債額を精査するものでございます。

5目土木債、補正額4060万円の減でございます。雪寒機械購入事業ほか4事業に係る道路橋梁事業及び緊急自然災害防止対策事業のほか、1事業に係る河川事業の事業費確定に伴いそれぞれ起債額を精査するものでございます。

21款繰入金1項1目、基本財産繰入金、補正額2億1908万8000円の減でございます。財源調整に伴う財政調整基金への繰戻し1億3666万3000円、街路灯維持に関する事業費の確定に伴う基金への繰戻し31万4000円、ふるさと浦臼応援基金充当事業の事業費確定に伴う基金への繰戻し7481万1000円、札沼線代替交通関連事業費の確定に伴う基金への繰戻し730万円をそれぞれ計上するものでございます。

歳入合計、歳出同額1487万1000円の減でございます。

以上が、議案第2号令和6年度浦臼町一般会計補正予算（第12号）の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

議事の進行上、歳出から進めたいと思います。

予算書26ページをお開きください。2款総務費から36ページ、4款衛生費まで質疑を受けます。

質疑ありませんか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

2点について伺います。

29ページ、生活交通対策費の中でタクシー等乗車負担金の減額があるのですが、町としてはタクシー乗車券の配布等々を行っているわけですが、その利用率が減ったということなのかどうか、詳しい内容を知りたいと思います。

もう1点、33ページ。児童福祉施設費の中で認定こども園の運営助成金が片方で350万円の減額があって、施設型給付費等1165万3000円の追加があるのですが、この内容についてもうちょっと詳しく知りたいと思います。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

柴田議員の1点目、タクシー事業に関連する負担金の件につきまして答弁させていただきます。

タクシー事業負担金につきまして交付率、最新のものですけれども67.03%となっておりまして、この交付率に利用見込み率80%として今回精査させていただいたという内容でございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

栗野主幹。

○福祉課主幹（栗野敏朗君）

2点目のご質問にお答えいたします。

こども園の運営助成金につきましては、こども園の方から決算見込みの報告がございまして、こども園運営において大きな収入でございます施設型給付費が、公定価格への見直しや年度途中の園児の増加により、増加いたしました。それに伴いまして、運営助成金の方が減額、施設型給付費の方は増額というような内容でございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

すいません、よくわかりません。もうちょっとわかりやすく説明してもらってもいいですか。

○議長（小松正年君）

こども園の方ですか。

栗野主幹。

○福祉課主幹（栗野敏朗君）

失礼いたしました。

こども園の運営費の中の収入に、施設型給付費と、こども園運営助成金がございますが、この施設型給付費が公定価格の見直し等により増額したことによりまして、町の負担でございますこども園運営助成金の方が減額するというような内容でございます。

○議長（小松正年君）

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

子どもが増えたことによって国から来る、いわゆる交付金的なものが増えることによって、町からの助成金が減りますよという理解でいいですか。

○議長（小松正年君）

栗野主幹。

○福祉課主幹（栗野敏朗君）

こども園の運営費の収入の中に、施設型給付費も収入として入るのですけれども、それが大きく増えたことによりまして、町の単費であります助成金の方が減額したとい

うような内容でございます。

○議長（小松正年君）

もう1回整理していただけますか。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

財政部門からの回答ということで、施設型給付につきましては、公定価格の見直し等によりまして増額されていて、こちらの施設型給付費は認定こども園に対して支出してございます。それに伴いまして認定こども園の収入が増えたということで、運営助成金が圧縮されたというイメージになります。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

高田議員。

○3番（高田英利君）

すいません、聞き逃したのですが、基金への積立金の明細をもう一度ご説明いただけないでしょうか。

○議長（小松正年君）

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

今のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど説明させていただきました積立金の部分でございますが、ふるさと浦臼応援基金へ1億2000万円、そして公共施設建設基金へ7500万円、過疎地域自立促進特別事業基金へ1600万円、財政調整基金へ3048万5000円、そして減債基金へ827万円でございます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

それでは、次に36ページ、5款農林水産費から最後まで質疑を受けます。

質疑ありませんか。

高田議員。

○3番（高田英利君）

学校給食費についてお伺いするのですが、45ページに学校給食費負担金ということで128万円の増額となっております、前ページの負担金及び補助金の欄に学校給食費助成金で36万6000円の減とあるのですが、この違いについてお伺いしてよろしいでしょうか。

○議長（小松正年君）

横井事務局長。

○教育委員会事務局長（横井正樹君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、43ページにあります学校給食費助成金につきましては、子どもたちの給食費に係るところの助成金でありまして、今給食の無償化の方をしておりまして、その執行残を減額するものでございます。

45ページの学校給食費負担金につきましては、砂川の給食センターで給食を作っているのですが、そこに対する負担金ということで、食材の高騰と人件費の高騰によりまして追加計上するものでございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

ないようですので、歳出全款にわたって質疑を受けます。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

次に、歳入に入ります。

歳入全款にわたり、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

17ページ、診療所費補助金の関係で質問したいと思います。

今回、281万4000円の減額がされているのですが、これ確かそんなに古くから申請している補助金じゃないと思うのですが、へき地医療施設運営費等補助金については多分新しい申請だと思うのですが、これは実際には幾らの申請をして、それで減額になった理由的なものがあればお聞きしたいと思います。

○議長（小松正年君）

國田主幹。

○住民課主幹（國田幹夫君）

柴田議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和6年度から要求させていただいております、へき地医療施設運営費等補助金につきましては、当初予算要求におきましては対象経費引く収入見込みの残の3分の2と算出しておりましたが、正しい算出方法におきましては補助基準額というのがございまして、対象経費と補助基準額のどちらか低い額を経費としてみなしまして、低い額の補助基準額から収入見込み額を引いた額に対しまして、3分の2という算出で精査した次第でございます。

当初予算では、対象経費につきましては1158万6000円と見込んで、それに対しての3分の2で補助率を計算していたのですが、実際につきましては、精査した

ところ736万5000円に対しまして3分の2の491万円と言う数字になった次第でございます。

申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（小松正年君）

他に質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

それでは、歳入・歳出全款にわたって質疑を受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第2号 令和6年度浦臼町一般会計補正予算（第12号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○議長（小松正年君）

日程第6、議案第3号 令和6年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

國田主幹。

○住民課主幹（國田幹夫君）

議案第3号 令和6年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

令和6年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ215万1000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2600万円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月5日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

それでは、歳出より説明をさせていただきます。8ページをお開き願います。

なお、今回の補正予算につきましては、決算見込み及び額の確定によるものでございます。主なもののみ説明を申し上げます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、84万円の減額でございます。1 2 節委託料において、国民健康保険市町村事務処理標準システム改修業務委託の執行残でございます。

2 項徴税费、1 目賦課徴収費、2万円の減額でございます。

2 款1 項1 目空知中部広域連合納付金、1 2 5 万 5 0 0 0 円の減額でございます。1 8 節負担金補助及び交付金において、空知中部広域連合への国民健康保険の分賦金が確定したものでございます。

4 款保険医療費、1 項1 目特定健診事業費、3 万 6 0 0 0 円の減額でございます。

5 款1 項1 目予備費、財源更正でございます。

歳出合計、2 1 5 万 1 0 0 0 円の減額でございます。

続きまして、歳入について説明を申し上げます。6ページをお開き願います。

1 款1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、2 0 6 8 万 1 0 0 0 円の減額でございます。算定基礎となる取得額が減少したことによる減でございます。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金2 万 3 0 0 0 円の追加でございます。

3 款1 項1 目繰越金、1 7 5 1 万 3 0 0 0 円の追加でございます。

4 款諸収入、2 項3 目雑入、2 8 3 万 2 0 0 0 円の追加でございます。令和5年度空知中部広域連合負担金の精算によるものでございます。

5 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金、5 5 万 3 0 0 0 円の減額でございます。分賦金の確定に伴う減額でございます。

2 項1 目基金繰入金、1 2 8 万 5 0 0 0 円の減額でございます。決算見込みに対する財政調整に伴い、財政調整基金を減額するものでございます。

歳入合計、歳出と同じ2 1 5 万 1 0 0 0 円の減額となっております。

以上が、議案第3号 令和6年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上です。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第3号 令和6年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号

○議長（小松正年君）

日程第7、議案第4号 令和6年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

國田主幹。

○住民課主幹（國田幹夫君）

議案第4号 令和6年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ50万7000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ4769万9000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月5日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳出よりご説明いたしますので、8ページをお開き願います。

なお、今回の補正予算につきましても、決算見込み及び額の確定に伴うものでございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、41万4000円の減額でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、92万1000円の追加でございます。調定見込み額の増によりまして、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金が増額となったものでございます。

歳出合計、50万7000円の減額でございます。

続きまして、歳入について説明を申し上げます。6ページをお開き願います。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、24万円の追加でございます。

2目普通徴収保険料、101万6000円の追加でございます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金、108万8000円の減額でございます。

5款1項1目繰越金、33万9000円の追加でございます。

歳入合計、歳出と同じ50万7000円の追加でございます。

以上が、議案第4号 令和6年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上です。

○議長(小松正年君)

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小松正年君)

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小松正年君)

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小松正年君)

起立全員です。

したがって、議案第4号 令和6年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号

○議長(小松正年君)

日程第8、議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

城宝課長。

○総務課長(城宝睦己君)

議案書の5ページをお開き願います。

議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年浦臼町条例第16号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月5日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の施行に伴い、超過勤務免除の対象となる子の範囲の拡大と、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、別冊参考資料の1ページをお開き願います。

まず初めに、第1条による改正の内容でございます。第8条の3第2項では、職員の請求に基づく時間外勤務の制限の対象となる子の範囲について、「3歳に満たない子」までから「小学校就学の始期に達するまでの子」までに改めるものでございます。本改正により勤務時間、時間外勤務及び深夜勤務の制限の対象となる子の範囲が同等となるものでございます。

同条第4項では、本条例第15条に規定する、介護休暇への準用が規定されており、この場合の読替え規定につきまして第8条の3第2項の改正に伴い、文言を整理する改正を行うものでございます。

第15条第1項における改正につきましては、第15条の3の条文新設に伴い、略称規定を追加するものでございます。

次のページをお開き願います。

第15条の3は、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等について新たに規定するものであり、第1項では、任命権者は、当該申出のあった職員に対し介護両立支援制度やその他の事項を通知するとともに、当該制度に係る申告、請求または申出の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない旨を規定するものでございます。

第2項では、任命権者は職員が40歳に到達する年度において、第1項に規定する事項を通知しなければならないことを明記するものでございます。

第15条の4では、任命権者が介護両立支援制度等の運用に係る勤務環境の整備に関して講じなければならない措置を新たに規定するものでございます。当該措置の内容といたしまして、第1号では職員に対する研修の実施、第2号では相談体制の整備、第3号ではその他必要な措置をそれぞれ規定するものでございます。

次のページ、3ページをお開き願います。

第2条による改正の内容でございます。本改正につきましては地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、本町の関係条例について所要の改正を行うため、その制定について議決いただきました地方公務員法の一部を改

正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和４年浦臼町条例第１６号）の一部について所要の改正を行うものでございます。

附則 第３条及び第１５条の改正と共に、本条例において引用しております地方公務員法が改正され、暫定再任用職員について定義した附則の項ずれに対応した改正を行おうとするものでございます。

議案書の７ページにお戻り願います。

附則 第１条では、本条例の施行期日を定めており、令和７年４月１日より施行しようとするものでございます。ただし、次条に規定する経過措置につきましては、公布の日より施行しようとするものでございます。第２条においては、前条ただし書きによる経過措置について規定しており、本条例の施行期日以後の日を時間外勤務制限開始日とする請求を職員が行おうとする場合は、本条例の施行日前においても、当該請求を行うことができるとするものでございます。

以上が、議案第５号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

静川議員。

○６番（静川広巳君）

第１５条の３、２項に任命権者が職員に対して、職員が４０歳に達した日に属する年度というのがあるのですが、４０歳に達した日という部分の解釈がよくわからないのですが、どのように理解すればよろしいのでしょうか。

○議長（小松正年君）

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

本規定につきましては法改正に準拠した内容でございますが、４０歳の真意といえますか、基準というものが明確に書かれているものではないのですが、４０歳の理由といたしましては、おそらく介護保険制度の第２号保険者に該当するのが４０歳、それから当該年齢あたりに置きまして、ちょうどご両親等の介護が必要となる年代に到達し始めるぐらいの年代かなと解釈をしているところでございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

静川議員。

○６番（静川広巳君）

そうすると、３歳に満たない子が小学校の就学までとあるのは、ここの解釈で４０歳というのは、これは問題ないのか。

○議長（小松正年君）

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

40歳の部分につきましては介護休暇の部分を規定してございまして、3歳に満たない子から小学校就学前の始期に達するまでの子に改める規定につきましては、看護休暇に該当する部分ということで別規定となつてございますので、そのリンクはないかなと思つてございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

○議長（小松正年君）

日程第9、議案第6号 浦臼町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○住民課長（明日見将幸君）

議案書の8ページをお開き願います。

議案第6号 浦臼町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年浦臼町条例第29号）の一部を次

のように改正する。

令和7年3月5日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、「国の地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づくシステムの標準化に伴いまして、一元的に住登外者の登録管理を行います「住登外者宛名番号管理機能」が共通機能として設けられまして、この機能を扱う事務につきましては条例で定める必要があること。また、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の公布により、関係条文を整備するためでございます。

次のページをお開き願います。

改正条文のご説明をさせていただきますが、このたびの改正条例につきましては、2条立ての改正とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

順に新旧対照表によりご説明を申し上げますので、別冊参考資料の4ページをお開き願います。

初めに、条例第1条の改正でございますが、規定の第2条（2）、（3）、（4）につきましては、国の法律の条文が新設・追加となるため、当町の条例につきましても、それぞれ改正前から改正後に条文を改めるものでございます。

次のページをお開き願います。

次に、条例第2条の改正でございますが、説明の前に改正の詳細を説明させていただきます。

先ほど提案理由で説明がありました、住登外者宛名番号管理機能という機能が標準化システムに設けられました。内容につきましては、住登外者、これにつきましては浦臼町に住民登録のない方で、我々の事務処理に当たりまして記録しておく必要がある方の登録管理を行うのに必要なため実装し、この機能を扱う事務につきましては、マイナンバーの独自利用を行う事務として条例に定める必要があると国から示されたため、条例の一部を改正させていただきます。

それではまず別表1でございますけども、左の欄では、事務の実施主体であります執行機関を明記してございます。右側の欄には利用する事務を定めてございます。4につきましては、事務の執行機関につきまして町長部局となっております。事務につきましては、住登外者宛名番号管理機能によります住登外者の情報に関する事務で規則に定めるものとなっているものでございます。

次に別表2でございますが、左の欄では事務の実施主体であります執行機関を、真ん中の欄につきましては利用する事務を、右側の欄につきましては同一の機関内で保有されているうち、ほかの事務に特定個人情報を利用することができることについて定めているものでございます。4につきましては、事務の執行機関は町長部局となっております。事務につきましては住登外者宛名番号管理機能によります住登外者の情報に関する事務で、規則に定めるものでございます。特定個人情報につきましては、（1）から（4）までの関係情報を規則で定めるものとなっているものでございます。

それでは議案書の9ページにお戻り願います。

附則 この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上が、議案第6号 浦臼町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わり終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第6号 浦臼町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ただいまから暫時休憩といたします。

再開時間を11時30分といたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時28分

○議長（小松正年君）

それでは、時間前ですけれども全員おそろいですので、会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第7号

○議長（小松正年君）

日程第10、議案第7号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託

に関する規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○住民課長（明日見将幸君）

議案書の10ページをお開き願います。

議案第7号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252号の14第2項の規定により、電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約を次のとおり変更する。

令和7年3月5日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、中空知5市5町で共同利用しております戸籍システムでございますが、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律によりまして、本年10月1日からはベンダークラウドに移行すること。また、システムの標準化に伴いまして、戸籍システムの利用形態に変更が生じるため、本規約の一部を変更するものでございます。また、本規約の変更につきましては北海道知事の許可が必要となるため、中空知5市5町で同じ議案を上程いたしまして議決をいただき、その後、滝川市が取りまとめを行いまして北海道へ提出するものでございます。

それでは、ご説明につきましては別冊参考資料にて行いますので、資料7ページをお開き願います。

初めに、規約の第2条（1）の規定でございますが、ベンダークラウドに移行することによりまして、現在共同利用しておりますサーバーを設置しなくなることによりまして、これからは各自治体で端末等の機能更新を行い運用するため、改正前の「設置し、」を削るものでございます。

次に、規約第5条の規定でございますが、改正前「その委託を受けた事務」でございますが、本規約の第1条の規定で委託事務とする略称規定がございますので、改正後「委託事務」に文言を改めるものでございます。

次に、規約第7条の規定でございますが、改正前「電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務関係者」ですが、これにつきましては中空知5市5町の自治体で構成いたします運営協議会の関係者を表してございますが、10月からのベンダークラウドの移行、また、システムの標準化に伴いまして、導入業者と各自治体が委託契約を締結し円滑な運営を推進するため、「委託事務関係者」に文言を改めるものでございます。

それでは議案書の11ページにお戻り願います。

附則 この規約は令和7年10月1日から施行するものでございます。

以上が、議案第7号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更についてのご説明でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第7号 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託に関する規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第8号

○議長（小松正年君）

日程第11、議案第8号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

齊藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

議案12ページをお開き願います。

議案第8号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年浦臼町条例第19号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月5日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由は、本条例の上位基準となる子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布されたことにより、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容について新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の8ペ

ージをお開き願います。

まず、第37条第1項中の「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改めます。

次に、第42条第1項中の「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号の文末、「支援を行うこと。」を「支援（次項において、「保育内容支援」という。）を実施すること。」に改め、同項第3号中の「第4項第1号」を「第6項第1号」に改めます。

参考資料10ページをご覧ください。

第42条中、「第9項」を「第11項」とし、「第4項」から「第8項」までを2項ずつ繰り下げ、参考資料9ページの、改正前の第3項各号に列記している以外の部分を先に記載してあるとおり、「前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行うものであって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。」とします。

次に、第42条第3項第1号中、「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、また、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を、「小規模保育事業A型事業者等」に改め、この項を同条第5項とし、同条第2項中、「全てを満たすと認めるときは、前項第2号」とあるのを「いずれかを満たすときは、第1項第2号」に改め、第2項の各号を次のように改めます。「（1）特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。」「ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。」「イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。」「（2）町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお、当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。」この改めた「第2項」を「第4項」とし、第1項の次に参考資料9ページ左側にあるように、「第2項」「第3項」を追加いたします。

参考資料の10ページをご覧ください。

連携施設に関する経過措置を5年延長するため、附則第5条中の「10年」を「15年」に改めます。

議案14ページにお戻りください。

附則 この条例は令和7年4月1日から施行する。

以上が、議案第8号についての説明でございます。ご審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第8号 浦臼町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第9号

○議長（小松正年君）

日程第12、議案第9号 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

斎藤課長。

○福祉課長（齊藤淑恵君）

議案15ページをお開き願います。

議案第9号 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年浦臼町条例第20号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月5日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由を申し上げます。議案8号と同様、本条例の上位基準となる子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布されたことにより、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、所要の改正をするものでございます。

改正の内容について新旧対照表につき、ご説明いたしますので、別冊資料の11ページをお開き願います。

保育所との連携について規定した第6条第1項第1号の文末、「支援を行うこと。」を「支援（次号において「保育内容支援」という。）を実施すること。」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改めます。

参考資料12ページをご覧ください。

第6条中「第5項」を「第7項」に、「第4項」を「第6項」に改め、第3項の各号列記以外の部分を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行うものであって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。」に改めます。

第6条第3項第1号中、「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者」等に改め、また、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業所等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認めるときは、前項第2号」を「いずれかを満たすときは、第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改めます。「（1）家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。」「ア家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。」「イ代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。」「（2）町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。」

次に、第6条中「第2項」を「第4項」とし、第1項の次に、次の2項を加えます。参考資料11ページにお戻りください。「2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないことができる。」「（1）家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。」「（2）次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。」「ア家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。」「イ保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。」

参考資料12ページをご覧ください。

「3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において、「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。」

次に、参考資料13ページをご覧ください。

食事の提供の特例について規定した第16条第1項第2号中の「栄養士」の次に、「又は管理栄養士」を加えます。同号中、2か所の改正となります。

次に、連携施設経過措置を5年延長するため、附則第3条中「10年」を「15年」に改めます。

議案17ページにお戻りください。

附則 この条例は令和7年4月1日から施行する。

以上が、議案第9号についての説明でございます。ご審議の上、議決いただきます

ようお願いいたします。

以上です。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第9号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第9号 浦臼町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第10号

○議長（小松正年君）

日程第13、議案第10号 浦臼町中小企業振興条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

議案第10号 浦臼町中小企業振興条例の一部を改正する条例について。

浦臼町中小企業振興条例の一部を次のように改正する。

令和7年3月5日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、町民の生活基盤に必要な飲食・小売サービスなどの就業先の維持確保を図るため、商工業者の経営継続・事業継承を充実させ、社会情勢の変化に対応するために改正するものでございます。

内容につきましては新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料14ページをお開き願います。

今回の改正は、施設建物と設備を明瞭化し、設備の取得更新に係る助成をできる形に改正しております。また、施設では新築、増改築のほか中古店舗の取得を明瞭化しております。

第2条、第3条では施設建物と設備に分け、第2条第4号に設備の定義を追加しております。

第4条では、設備の取得更新に助成ができるよう改正し、その助成上限額を設備の新規取得で100万円、更新で50万円と定めています。また、施設の中古店舗取得を追加しておりますが、助成上限額は変更しておりません。

第7条、受給者資格に第1号、既存業者の促進課題に継続を追加し、事業継続にも対応できるよう改正しております。

議案書19ページにお戻りください。

附則 この条例は公布の日から施行する。

以上が、議案第10号 浦臼町中小企業振興条例の一部を改正する条例の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

先ほどもお話したのですが、これを受けるための受給資格のところで公租公課の滞納がないことという部分の文言があるのですが、ここはちょっと曖昧かなという気はします。

公租公課がある方が滞納しないものという形でなければ、元々公租公課のない人もいるわけですから、ここの部分の解釈がすごく面倒になると思いますので、この辺はやはり明確にするべきだと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

公租公課ということなのですが、この条例には町のにぎわいをつくるという形でも、新規加入の業者がどうしても必要だということで、この辺については分け隔てなくするという事で考えておまして、これ以上の追加とか変更はないものと考えております。

以上です。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

討論がありますので、まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

私は、中小企業振興条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたしたいと思います。

今申し上げたとおり、やはりここは曖昧だと思います。

また、今回のこの商工業者への事業に関しましては、町外から来ている方もおりますし、1事業者は法人ではなく、個人事業者という方もおります。それで、この方は全く町に影響がない、1つも税金を納めているわけでもないし、正直に言うと目に見える1円たりとも、この方からの返りがないと見えています。

実は過去にも、監査の中でもこれは指摘しています。全くこの部分では、過去にもいろんな助成をしています。物価高騰対策も含めて、商品券、それからプレミアム商品券などもかなりここに出回っています。ところが中身を見ますと、全くその部分が浦臼町に還ってきていることの証拠が1つもありません。

条例でこれだけの支援を行うわけですから、当然町税を使っているということにもなりますので、町税を使う以上は何らかの見返りもやはり必要かなと考えています。その辺はやはり、こういう人にどうしても経済効果を求めるのであれば、文言の中にこういう人も参入できるように何らかの経済効果なり貢献をしてもらうというような、そういった文言も加えなければ、全く無駄な税金を使ってしまうということになると思います。

その辺、きちんとここは直していただきたいなということで、反対といたします。

○議長（小松正年君）

次に、賛成討論の発言を許します。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

私は、賛成の立場から賛成討論をいたしたいと思います。

ただいま指摘された事業所につきましては、町外にあるということでございますけれども、現に商工会に所属し、町民の消費者としての利用も多いかと思えます。

また、現在高齢化等々によりまして、町内における店舗数も減少に至っています。その中で町外の方ではありますけれども、町内に店舗を持って商売をするということで、町のにぎわいをつくっているのかなと思えますし、そのほかにも、この助成金を求めている事業所もあるということから、今回のこの条例に関して、私は賛成の立場から、賛成するべきものとさせていただきたいと思えます。

○議長（小松正年君）

ほかに討論ありませんか。

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第10号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小松正年君）

起立多数です。

したがって、議案第10号 浦臼町中小企業振興条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

それでは昼食休憩のため、しばらく休憩といたします。

再開時間を午後1時30分といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時30分

○議長（小松正年君）

それでは会議を再開いたします。

◎日程第14 議案第11号

○議長（小松正年君）

日程第14、議案第11号 浦臼町自然休養村センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

議案第11号 浦臼町自然休養村センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について。

浦臼町自然休養村センター設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

令和7年3月5日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、当該施設の管理運営方法の変更により改正するものでございます。

内容につきましては新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料16ページをお開きください。

今回の変更は、指定管理者の管理から町直営で管理することによる改正でございます。

第3条を指定管理者による管理から、町直営で管理する一部を委託できるように改めるものでございます。

第4条及び第5条を削除し、第6条中の「指定管理者」を「町長」に改め、同条を第4条とし、同条の次に第5条（使用料）を加えます。

次に第7条及び第8条を削り、第9条を第6条とし、第10条を第7条といたします。

最後に、附則の後段を削除いたします。

議案書 21 ページにお戻りください。

附則 この条例は公布の日から施行する。

以上が、議案第 11 号 浦臼町自然休養村センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

砂場議員。

○1 番（砂場明君）

今回の条例に関する事で、指定管理者を町長に改めているところはわかるのですが、例えば今後の運営がどういう形になるのか、また指定管理を置く場合はこの条例は変えなくても済むのでしょうか、また変えることになるのでしょうか。

○議長（小松正年君）

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

もし指定管理者になった場合は、また改正という形になります。

○議長（小松正年君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第 11 号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第 11 号 浦臼町自然休養村センター設置及び管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 発議第 1 号

○議長（小松正年君）

日程第 15、発議第 1 号 浦臼町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正

する条例についてを議題とします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、発議第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、発議第1号 浦臼町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 令和7年度町政執行方針

○議長（小松正年君）

日程第16、令和7年度町政執行方針を行います。

町政執行方針について説明を求めます。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

令和7年第1回浦臼町定例議会の開催に当たり、新年度に向けた基本的な考え方と重点的な施策についてご説明を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年4月に多くの皆様のご支援を賜り、2期目の町政を担わせていただいております。就任当初から新型コロナウイルス感染症が猛威を振るいはじめ1期目の大半がコロナ禍の影響を受け、その後の国際情勢の不安定化によるエネルギー資源の高騰や円安などに起因する物価高は現在においても収束せず、町としても、また町民の皆様の生活や産業活動においても厳しい状況が続いています。また、国全体で急速な少子高齢化と都市部への過度な人口

集中が進み、本町においても人口減少は待ったなしの状態が続いています。私は昨年の改正にあたり町政推進のスローガンとして「一步一步力強く。共に歩み育むにぎわいの町づくり」とさせていただきます。ここ最近国内の政治体制は大きく変化し、世界的にもアメリカや東アジア地域においてさまざまな事態が発生している不透明な時代ではありますが、どんな時代であっても現状を認識し、町民の皆様の思いを受け止めながら、一步一步着実ににぎわいの輪を広げ、町民と地域の活力につながる町づくりに取り組んでまいります。なお、今後の行政運営に当たりましては、厳しさを増す財政状況に十分に留意し、行政のスリム化、効率化を徹底しながら財源の確保に努め、限られた予算の中で町民の負託に応えるよう努力してまいります。町民の皆様並びに議員各位におかれましては、格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年度の町政執行に臨むに当たり、今後進めていく基本政策の柱を「地域経済を支える産業の振興」「暮らしを支える生活基盤の充実」「子どもたちを健やかに育む環境づくり」「連帯意識を高め安心安全な地域づくり」の大きく4本に定め、具体的に推進していく施策事業の一端を述べさせていただきます。事務事業の優先順位を見極めながら予算を編成いたしましたので、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

最初は「地域経済を支える産業の振興」であります。

本町の基幹産業である農業につきましては、昨年水稻に関しては天候に恵まれ、作況指数は北空知で103の「良」となり収量が確保された上、低タンパクな高品質米が出荷された年となりました。さらに、一昨年の不作の影響から米価が高騰し、燃料資材等の値上げに苦慮されていた農業者の皆様にとっては、長年の苦勞が報われた年となったのではないかと思います。昨年5月に、農政の根幹となる食料農業農村基本法が大きく改正され、農産物価格の適正化が重要項目の一つとされました。現在その具体化に向け基本計画が策定されており期待されるころですが、今回の法改正では環境負荷の低減やスマート農業、収益性の向上など多岐にわたる取り組みが求められており、町単独の対応あるいはJA等農業団体との連携により推進してまいります。

町では昨年11月、ヤンマーアグリジャパン株式会社北海道支社と協力連携協定を道内第一号として締結いたしました。これまで3年間にわたりご協力いただいておりますが、今後は協力連携協定により、一層のご支援をいただくこととなりました。新年度におきましても、農業者の関心の高い衛星データとICTを活用した作業支援システムの実証に取り組んでまいります。最先端技術の効果を直接的に体感することにより、有効な判断材料を提供し普及促進につなげてまいります。

高収益作物の生産振興のため、にんにく栽培に対する種子助成と機械導入を支援してまいりましたが、新年度で4年目を迎え種子の供給体制も整ってきています。今後とも支援を継続し一層の作付拡大を促し、生産性向上に向けた取り組みを進めてまいります。また、希少品種となったキングメルティーをはじめとして、当町の伝統作物を支援する方策について関係者との協議を進めてまいります。

新規就農者の受入れにつきましては、2年前から営農対策協議会を立ち上げ取り組

んできたところです。新年度に向けては「新農業人フェア」をはじめとする各種イベントへの積極的な参加をはじめ、雇用就農を含む就農形態や栽培品目の多様化を図り、受入実現に向け推進してまいります。

農地の有効利用や農業経営の効率化を図るため、担い手への農地の集積・集約化に努めます。法定化された人・農地プランである地域計画の策定完了により、農地中間管理機構の新制度にて農地利用の再編を進めてまいります。

有害鳥獣対策として、昨年は熊出没時の対応について全道的な議論となったところであり、昨年12月には市町村の判断で発砲が可能になる鳥獣保護管理法改正案が示されたところです。まだ、最終決定には至っていませんが、今後とも猟友会、道、警察との協議を重ね、適切な駆除体制を確立してまいります。また、被害が拡大しているエゾシカやアライグマの侵入防止のための電気牧柵設置に対する支援を開始します。

水田用水の大半を賄っている石狩川河川敷の取水口揚水機場は、老朽化が進行しており懸案事項となっています。これまで開発局と協議を進めてきておりましたが、新年度に調査費が計上されることになりました。今後とも、整備計画として早期に決定されるよう要請を続けてまいります。

次に、商工業、観光関連についてでございます。

人口減少による購買力の減少や流出は避けがたく、経営者の皆様の高齢化による店舗の減少とともに厳しい経営環境が続いています。今後におきましても、商工会への支援及びプレミアム商品券を継続するとともに、中小企業支援事業の拡充を図り既存事業者も活用しやすい制度改正を進めます。

新年度は、地域おこし協力隊の起業の動きがあり、実現に向けしっかりとサポートし、特産品販売事業者や飲食提供事業者の確保に努めてまいります。

農畜産物や加工品の高付加価値化に向けた取り組みを進めるため、新たな特産品の開発に向けた特産品等ブランディング事業を中心に進めてまいります。また、地元特産品や農産物を都市部の居住者に直接販売、PRするイベントに年間を通じて参加しており、新年度においても商業事業者、農業者の皆様と協力して積極的に参加してまいります。

続いて観光分野ですが、道の駅及び温泉施設につきましては本年度1年間を通して既存出店者の皆さんや懇談会の場で次期計画に対する考えを示させていただき、さまざまなご意見やご期待の声をいただいたところです。一方で、細かな部分が明確でないところのご指摘をいただいたところであり、関係部局と協議を重ねた結果、新年度につきましては、事業費の抑制と財源の確保を強く意識しつつ、多くの皆様に来場していただける魅力ある施設とするため、観光分野における専門家のアドバイスをいただきながら基本設計の策定を目指して取り組んでまいります。

温泉施設につきましては、キャンプ人気の高まりもあり入湯客は増加傾向にあります。施設の運営は本年度から町の直営となり、委託方式で従業員を確保する体制となっていますが、新年度におきまして同様な体制を維持し、町民及び町外利用者の需要に応えてまいります。

次に、「暮らしを支える生活基盤の充実」でございます。

まずは、生活全般についてですが、昨年5月札沼線廃線後の駅前エリアを再びにぎわいと活気に満ちた場にしたいという思いから、多世代交流施設えみるをオープンいたしました。開業当初よりお子さんから高齢者まで幅広い層にご利用いただき、またコンサートや演劇などこれまでなかった新たなイベントも開催されています。今年度は、王子江画伯をお招きしての記念絵画展も予定しており、町内外の方々に親しまれる施設として活発な利用促進に努めてまいります。

また、コロナ禍以前の水準まで利用が回復していないふるさと活性化センターにつきましては、町民の皆様の利用を促す方策と管理運営を一体的に展開するため、指定管理制度導入の可能性を、新年度において検討し今後の方向性を決定いたします。

高齢化の進む本町において、日常生活を支える交通手段の確保は極めて重要な生活インフラです。しかし、民間交通事業者が撤退した後は、町外への3路線や乗り合いタクシーなど、全ての公共交通を町が主体となって運行し、支援しているのが実情です。利便性を維持しつつ将来とも持続可能なものとするため、近隣市町との連携や地域おこし協力隊員など、外部人材の活用の可能性も検討してまいります。

住宅・住環境につきましては、「浦臼町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、本年度においても中央団地の改修を進め、良好な住環境づくりに努めます。住宅の新築や中古住宅の購入改修に対する支援を継続するとともに、新たな分譲地の確保に向けた検討に着手いたします。

廃棄物の処理に関しまして、老朽化の進んだボックス型塵芥収集車を更新し、安定した収集運搬体制を維持します。

道路橋梁では、計画に則り年次的に実施してまいります。本年度につきましては、山26号線、川8号線の改良舗装及びJR踏切部の改良工事を、また橋梁につきましては、東橋、3号橋2橋の改修工事を予定しているところです。

次に、医療保健福祉分野についてです。

まずは、昨年より建設に着手した町立診療所につきましては、冬期間の中断を経ましてまもなく工事再開の予定となっており、年内にはコンパクトで利便性の高い新たな施設をご利用いただけることとなります。また、診療所の建替に合わせX線CT装置の更新を行い、疾病の早期発見に資する高度な医療環境を維持してまいります。

医療体制につきましては、今後とも北海道地域医療構想のもと、地域のかかりつけ医として安心して受診いただけるよう、関係者の皆様のご協力をいただきながら安定的な確保に努めてまいります。

国民健康保険特別会計については、新年度におきましても保険税の適正賦課に努めるとともに、医療費適正化のため、引き続き特定健診や各種検診の受診勧奨を行い、健診後の保健指導により受診者が自分の体の状態を正しく理解し、段階に応じた生活習慣の改善や適切な治療が受けられるよう支援し、病気の早期発見、早期治療により増加する医療費の抑制に努めてまいります。

保健分野については、生活の変化によるさまざまな健康課題の解消に向け、町民一人一人が主体的に健康づくりに取り組めるよう、引き続き生活習慣病、特に糖尿病性

腎症の重症化予防対策と健診未受診者へのアプローチに重点を置き、個人の生活に応じた相談や訪問など本人に寄り添った支援を展開してまいります。

現在町では感染症の発生及び蔓延・重症化予防のため、小児の定期接種と任意接種のおたふくかぜ、インフルエンザについては全額助成を実施し、高齢者については定期接種の新型コロナ、インフルエンザ、成人肺炎球菌に加え、昨年から任意接種の带状疱疹に対するワクチン接種に対し助成措置を設けており、今後国の支援が決定された際には、精査を図りながら、助成を継続してまいります。

高齢者福祉につきましては、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加し、認知症者の数も増加してきていることから、これからも住みなれた地域で生活をし続けることができるよう、「地域包括支援センター」を中心に関係機関団体や医療機関と連携し、家庭訪問や介護予防事業、生活支援事業、認知症初期集中支援チームによる見守り活動を継続してまいります。

認知症や障害などの理由で、財産管理や介護福祉サービスの利用契約など一人での判断が難しい方のための相談窓口として、「成年後見支援センター」を新年度から開設し、成年後見制度に関する情報提供や相談業務を行ってまいります。

次に、環境分野につきましては、ゼロカーボン宣言に基づき新年度より地球温暖化対策実行計画の事務事業編の運用を開始します。まずは、職員への啓発活動など通常業務からの取り組みとなりますが、合わせて公共施設のLED化や新たな公用車更新計画を策定し、更新車両から順次環境対策車の導入を取り進めてまいります。区域施策編につきましては、実効性が確保されるよう、引き続き道や専門家からの情報収集、現状把握に努めます。

3点目は、「子どもたちを健やかに育む環境づくり」でございます。

出産・子育て支援の分野につきましては、妊娠期から出産・子育てまで一貫した支援を継続し、産後ケア事業や産婦健診事業を実施するなど、出産後の女性の心身ケアや育児サポートにより、安心して子どもを産み育てられる環境の充実を図ってまいります。

新年度は第3期浦臼町ども・子育て支援事業計画の初年度にあたります。子ども・子育て会議やニーズ調査など幅広い意見を取り入れ、策定された本計画に基づき、今後の子育て支援の取り組みをより効果的、総合的に推進してまいります。

全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して一体的に相談支援を行うため、国で進めている「こども家庭センター」を令和8年度からの開設を目指し、準備を進めてまいります。

続いて、教育分野につきましては、教育行政執行方針において学校教育、社会教育とも述べられていますので詳細は申し上げますが、新年度につきましては、児童生徒用タブレットの更新及び校務用パソコンのクラウド化を進め教育活動の高度化を推進します。また、老朽化の進むスクールバスの更新を進めてまいります。

将来的な課題である義務教育学校や部活動の地域移行につきましても、教育委員会と連携し検討を続けてまいります。

続いて、「連帯意識を高め安心安全な地域づくり」についてです。

昨年の能登半島地震に続き、9月には同地域を豪雨災害が襲い、自然災害の過酷さを改めて痛感し、いつどこで起こるか分からない災害に備えることの重要性を強く感じたところがございます。防災に関する専門的な知識や技能を持った防災マネージャーを配置してから2年が経過しましたが、各種計画やマニュアルの見直しに続き、高齢者や役場職員を対象とした防災教室や机上訓練を実施し、また去年は陸上自衛隊滝川駐屯地のご協力をいただき、小中学校において避難所設営や救命訓練を行っています。新年度につきましては、地域の協力に基づいた防災訓練を実施し、町民の皆様実際に体験していただくことによって「自助」「共助」「公助」に対する意識や災害対応力を高めてまいります。

これまで年次的に行ってきました河川護岸や河床整備につきましては今後とも計画的に進め、防災力の向上に努めてまいります。

特殊詐欺など、町民が悪質な被害に遭わないよう、防災無線などによる情報提供や注意喚起に努めてまいります。また、昨年から開始した電話の通話内容を録音する機器の無償配布を継続し、被害の防止と防犯意識の向上に努めてまいります。

交通安全対策については、悲惨な事故防止に向け関係団体及び町民の参加、協力をいただきながら、交通安全運動を推進してまいります。

私が現地に出向き町民の皆様のご意見やご質問に直接お答えする対話の場として、「集い・語り出張トーク」のPRと実施に努めるとともに、SNSでの情報発信も引き続き継続してまいります。また、町からの情報発信の方法として、昨年からは通信アプリLINEを使った情報提供を開始していますが、即時性の高い有効な情報ツールとして、今後とも利用者の拡大に努めてまいります。

以上、令和7年度の町政執行に対する4つの柱について述べさせていただきました。

最後に財政状況についてお話をさせていただきます。本町の財政運営は、これまでの公共投資に伴う地方債の元利償還金の支払いや人件費、物件費の高騰による行政経費の増大などにより、財政の硬直化が進み極めて厳しい状況が続くことが見込まれています。経費削減や業務改革を念頭に置き、既存サービスの見直しについても厳しく考えていく必要があります。今後とも持続可能な自治体運営に向け、国の補助制度や有利な起債、ふるさと納税などを有効に活用して財政の健全化に努めながら、変貌する社会情勢を的確に捉え、しっかりと各種施策に取り組んでまいります。

結びとなりますが、今後においても次世代を担う子どもたちをはじめ全ての町民が希望を持ち、町中ににぎわいと笑顔が溢れるふるさと浦臼を目指してまいります。課題山積の多難な時代ではありますが、未来につながるまちづくりに引き続き取り組んでまいりますので、町民の皆様並びに議員各位の一層のご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。

◎日程第17 令和7年度教育行政執行方針

○議長（小松正年君）

日程第17、令和7年度教育行政執行方針を行います。

教育行政執行方針について説明を求めます。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

令和7年第1回浦臼町議会定例会に当たり、浦臼町教育委員会が所管の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

近年、地球規模で進む気候変動や脱炭素化、生成A Iの加速度的発展など、急速な変化が現実化する中、SDGs達成のための取り組みなど、子どもたちの複雑で予想困難な時代をたくましく生き抜く力、ふるさとへの誇りと愛着を持ち、多様性、公正や個人の尊厳、多様な幸せ等の価値に重きを置き、思いやりの心を持って、共に支え合いながら未来社会の創造に挑戦することを支援していくことが必要であり、令和の日本型教育の実現に努めてまいります。

まず、教育行政の執行に当たり、浦臼町教育理念「知・徳・体に調和のとれた人間形成」並びに浦臼町教育大綱に掲げる「明日を担う人を育む教育文化の町」の理念を踏まえ、一人一人が輝いて生き抜く力、「笑顔で生き生き学ぶ」教育の推進を引き続き基本方針といたします。

次に、令和7年度の重要施策につきまして、「学校教育の充実」及び「社会教育の推進」の大きく二つに分けて申し上げます。

学校教育の充実の一つ目は、「社会に立ち向かっていける力の育成」、確かな学力の定着であります。

学校運営につきましては、コミュニティ・スクールをはじめ、地域の力を活用し、学校と地域がパートナーとして、子どもたちの成長を支え、ICTを活用した取り組み等により、小規模校のメリットを最大化し、確かな力と心優しい人づくりを推進します。

また、校長をはじめとする学校管理職のリーダーシップの下で、多様な専門性を有する質の高い教職員集団を形成し、教職員一人一人が学校経営への参画意識を持ち、組織の力で児童生徒等に向き合っていく教育の推進、子どもが主語の教育の実現に努めます。

教育課程につきましては、「生きる力」を支える「知・徳・体」の調和を重視し、伝統文化を尊重し、ふるさとを大切にすることを育み、学習意義「何ができるようになるか」をより明確にしながら、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を地域とともに共有し、教科等横断的な視点に立った教育課程の編成を図り、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実に努めます。

また、ふるさと教育では、地域の施設や人材等の教育資源を活用した体験的な学習活動の促進、中学校の修学旅行のほか、姉妹校、嶺北中学校とのさまざまな交流やアイヌの人たちの歴史文化等に関する教育の充実に努めます。

学習指導につきましては、個別最適な学びと、協働的な学びを一体的に推進し、目指す資質・能力の3つの柱、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の育成を意識した実践により、主体的対話的で深い学びの視点からの事業改善を図ります。

小学校においては、学びの基礎が重要であること、また、複式学級編成を回避するため、町単独に教諭を配置し、学びの支援を続けます。

また、言語能力、問題発見・解決能力に加え、「学習の基盤となる資質能力」の一つに位置付けられた情報活用能力の育成に向けて、タブレット端末を有効活用し、学習支援アプリやA Iドリルの導入、I C T支援員の配置による学校D Xの推進により教職員を支援し、指導体制の充実、整備に努めます。

さらに、S D G sの視点に立った環境教育の推進などのE S Dの推進、各教科等や「総合的な学習の時間」における教科等横断的な学習等の実践などの推進に努めます。

特別支援教育は、共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、一人一人の教育的ニーズに応じた対応に努めます。

連携教育につきましては、目指す姿を共有し、園児の小学校訪問や小学生の中学校登校など、こども園、小・中学校の連携接続の強化に努めます。

また、小1プロブレム、中1ギャップの未然防止、小・中学校間の乗り入れ事業の実践や教職員の情報共有を深め、小学校における教科担任制の導入など、義務教育9年間を見通した教育課程を支える効果的な指導体制の構築を進めます。

外国語教育につきましては、外国語指導助手を中学校に通年配置し、中学校英語教育の充実、小学校においては、子どもたちが英語で日常的なコミュニケーションができる力を身に付けられるよう努めます。

学校教育の充実の二つ目は、健やかで、人の優しさ、痛みのわかる心の育成、豊かな心と健やかな体であります。

道徳教育につきましては、答えが一つではない課題に子どもたちが道徳的に向き合い、考え、議論することにより、物事を多面的・多角的に考え、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う教育の推進に努めます。

いじめ・不登校につきましては、望ましい人間関係を醸成し楽しい学校生活を送るため、学級集団に関する情報を分析し児童生徒の意欲や解決すべき課題を把握するアンケート「h y p e r - Q U」を全学年で継続的に実施し、児童生徒の支援ニーズの早期把握を進め、関係者やスクールカウンセラーとの連携を密にし、未然防止と早期発見、組織的な支援に努めます。

また、I C Tの活用力の育成と同時に、情報モラルの指導推進に努めます。

ネット上の有害環境から子どもを守るために、学校・家庭・地域と連携し情報モラルに対する啓発を行い、ネットトラブルの根絶に向けた取り組みを進めてまいります。

学校保健につきましては、早寝早起き朝ごはんを推奨し、食に関する正しい知識や望ましい食習慣の定着を図り、食育の推進に努めるとともに、児童生徒が感染予防対策を身に付けるよう指導を行うなど、生涯にわたって心身共に健康な生活を送るための資質・能力の育成を図ります。

また、虫歯予防のため、小学校をはじめ、認定こども園にもフッ化物洗口の有効性をP Rし、普及に取り組みます。

学校教育の充実の三つ目は、安全・安心な学校、信頼される学校づくりであります。

教育の成果は、直接指導する教職員の資質・能力によるところが大きいことから、校内研修の充実、各種研修・研究会等への参加支援を図り、資質・能力の向上に取り組みます。

また、教職員の服務規律の徹底と規範意識の向上に努めます。

子どもの安全確保につきましては、地震や台風などの自然災害から身を守るために必要な知識や能力等の育成に向け、危機管理マニュアルの確認、避難訓練や1日防災学校の実施などの防災教育の推進や事件・事故に対する危険予測、危機回避能力を身につけさせる防犯教育を進めます。

また、登下校時及び校内の安全確保に努めるとともに、一斉メール配信システムにより、緊急時等の保護者との連絡体制を確保いたします。

学校における働き方改革につきましては、教職員が健康で働ける環境、子どもと向き合う時間の確保に向けて、浦臼町立学校における働き方改革アクションプラン、部活動のあり方に関する方針等に基づき、持続可能な学校運営体制の整備に努めるとともに、校務支援システムによる事務作業の負担軽減をはじめとするICTの一層の有効活用と、本年度更新する校務用パソコンのクラウド化により、校務DXの推進を図ります。

中学校の休日部活動の地域移行につきましては、検討協議会における議論を加速し、令和8年度に向けた体制を確立するための検討を進めてまいります。

学習環境の整備につきましては、GIGAスクール構想第2期に向けて、本年度につきましては児童・生徒用タブレット端末を更新し、施設の適切な維持管理に加え、令和の時代に即した学習環境を推進してまいります。

また、登下校の足となるスクールバスを更新するとともに、就学援助制度、高校等通学等支援助成、高等学校通学生徒学習用情報通信端末導入支援助成、給食費の無償化等の負担軽減策を継続し、各種検定料の助成により、学びの意欲と基礎学力の向上に努めます。

社会教育の推進の1つ目は、「地域社会における連携と見守り」、地域における体制づくりであります。

地域の体制づくりにつきましては、小学生の安全安心な触れ合い、学びの場として「浦臼町子ども広場」を通年開設し、保護者のニーズに応じた運営体制の充実を図ります。

また、地域町内会等が次世代を担う子どもたちの健全育成を推進するための事業支援に加え、道立青少年体験活動支援施設ネイパルを活用するなど、地域の特色を生かした多様な体験活動を推進し、これからの活動の中核となるリーダーの育成に努めてまいります。

乳幼児教育について、乳児にはブックスタート事業を継続し、読み聞かせボランティアへの支援など子どもの読書に親しむ機会の推進に努めます。

読書環境の充実につきましては、読書活動推進計画に基づき、だれもが気軽に利用できる環境改善に努め、読書離れが懸念されていることから、小学校への移動図書事

業を行い、啓発に取り組んでまいります。

社会教育の推進の二つ目は、笑顔でいきいき学べる社会の実現であり、人生100年時代と言われる時代にあって、充実した人生を送るには、地域における多様な学びの機会や個々の資質や能力を更新できる学びの場を充実させることが大切です。

文化芸術につきましては、文化協会と協働し、活動の振興に努めます。また、本格的な施設環境で行われているミュージカル等を鑑賞できるよう、町民移動芸術鑑賞会を継続するなど、芸術に触れることにより、町民の感性を高め、心豊かで潤いの持てるかおり高い文化のまちを目指します。

社会教育関係団体の多くは、高齢化などにより、活動する機会の減少が進んでおりますが、自主的かつ自発的な活動の支援と、幼児、少年、成人等の各世代を対象とし、生涯学習につながるような多様な社会教育事業の実施に努めます。

また、ALTによる小学1年生から4年生を対象とした「英語ふれあい教室」を本年度も継続いたします。

文化財につきましては、浦臼町文化財保存会の協力をいただきながら、今日まで守り伝えられてきた財産の保護保存を行うとともに、郷土の歴史、自然・文化遺跡資源の発信に努めます。

また、アイヌ遺跡や歴史的資料の保全、維持管理を適正に行ってまいります。

スポーツの振興のため、少子化・人口減少社会に対応した活力ある生涯スポーツを目指し、モルックなど誰もが参加できる楽しいスポーツのPRと、場所の提供を推進し、子どもから高齢者までのどなたでも笑顔で汗を流せる環境を目指し、施設の適正管理、利用率の向上に努めます。

また、近年、児童生徒の体力運動能力の低下や運動習慣の低減が進んでいることから、「子どもたちの体力向上教室」を継続し、運動習慣定着の推進を図ります。

以上、令和7年度に取り組む重要施策について申し上げます。

まちづくりは人づくりにあり、いつの時代も、教育は国家、社会の礎であります。次代を担う子どもたちが、主体的に、よりよい社会と人生を自ら創り出せる力の育成と、全ての町民が笑顔で生き生き学び楽しく暮らすことのできる社会の実現のために、教育は極めて重要であり、引き続き環境整備、各種施策の実施に取り組んでまいります。

町民の皆様並びに議員各位のご理解ご協力を心からお願い申し上げます、令和7年度の教育行政執行方針といたします。

○議長（小松正年君）

以上で、執行方針を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開時間を14時15分といたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時15分

○議長（小松正年君）

それでは会議を再開いたします。

◎日程第18～日程第25（一括提案）

○議長（小松正年君）

お諮りします。

次に提案されます、日程第18、議案第12号から日程第25、議案第19号までの案件につきましては、関連がございますので一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第18、議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第19、議案第13号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第20、議案第14号 浦臼町長等の給与に関する特別措置条例の一部を改正する条例について、日程第21、議案第15号 浦臼町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第22、議案第16号 令和7年度浦臼町一般会計予算、日程第23、議案第17号 令和7年度浦臼町国民健康保険特別会計予算、日程第24、議案第18号 令和7年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算、日程第25、議案第19号 令和7年度浦臼町下水道事業会計予算につきましては、一括議題とすることに決定しました。

これより、日程第18より順次提案内容の説明を求めます。

日程第18、議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案及び内容説明を求めます。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

議案書の22ページをお開き願います。

議案第12号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年浦臼町条例第12号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月5日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、行財政改革の一環として平成17年度より継続実施しております会議出席費用弁償の支給制限措置を継続するため、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、別冊参考資料の18ページをお開き願います。

会議出席費用弁償に関する経過措置を規定しております。

附則第3項中、「令和3年4月1日から令和7年3月31日」を、「令和7年4月1日から令和11年3月31日」に改めることにより、本支給制限措置につきまして令和10年度まで継続実施するものでございます。

議案書の23ページにお戻り願います。

附則 本条例は令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

日程第19、議案第13号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案及び内容説明を求めます。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

議案書の24ページをお開き願います。

議案第13号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

証人等の実費弁償に関する条例（昭和40年浦臼町条例第8号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月5日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、行財政改革の一環として平成17年度より継続実施しております証人等に対する日額手当の支給制限措置を継続実施すること並びに旅費法の改正に伴う日当の廃止及び宿泊手当の新設に対応するため、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたしますので、別冊参考資料の19ページをお開き願います。

附則に、日額手当等に関する経過措置を規定する第7項として、「第2条及び第3条の「日額手当」に関する規定は、令和7年4月1日から令和11年3月31日までの間に限り、適用しない。」を新たに加えるものでございます。

次に、第3条に規定する旅費額を定めた別表の改正でございます。表頭、「日当」を「宿泊手当」に改めるとともに、表側、町外の項中、日当の支給額であった、「1日」につき「2600円」を「1夜」につき「2400円」に改めるものでございます。

当改正につきましては、国家公務員等へ適用する改正旅費法に準拠した内容となっているものでございます。

議案書の25ページにお戻り願います。

附則 本条例は令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第13号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例につ

いてのご説明でございます。

ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

次に、日程第20、議案第14号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について、提案及び内容説明を求めます。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

議案書の26ページをお開き願います。

議案第14号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について。

浦臼町長等の給与に関する特例措置条例（平成12年浦臼町条例第27号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月5日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、行財政改革の一環として平成12年度を初年度として実施してまいりました町長、副町長及び教育長の給料月額を抑制措置を継続実施するため、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたしますので、別冊参考資料の20ページをお開き願います。

浦臼町長等の給与に関する条例（昭和43年浦臼町条例第33号）第3条の規定にかかわらず、町長、副町長及び教育長の給料月額について規定する第2条中、抑制する期間をそれぞれ、令和7年4月から令和8年3月までに改めようとするものでございます。

なお、抑制後の給料月額につきましては、抑制中の現行支給額と同額となっております。

また、条例の効力について規定する附則第2項中、「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改めようとするものでございます。本改正に伴い、特別職の給料月額の抑制措置につきまして、令和7年度末までの1年間、時限付きの延長措置を講ずるものでございます。

議案書の27ページにお戻り願います。

附則、本条例は令和7年4月1日から施行し、附則第2項の改正規定につきましては、公布の日より施行しようとするものでございます。

以上が、議案第14号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例についてのご説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

次に、日程第21、議案第15号 浦臼町職員等の旅費に関する条例の一部を改正

する条例について、提案及び内容説明を求めます。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦己君）

議案書の28ページをお開き願います。

議案第15号 浦臼町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町職員等の旅費に関する条例（平成元年浦臼町条例第23号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月5日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）等の施行に伴い、日当及び現在附則にて当分の間適用しないこととしております食卓料を廃止するとともに、宿泊手当を新設するため、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、別冊参考資料の21ページをお開き願います。

まず初めに、旅費の種類について規定する第6条におきまして、第1項では、「日当」を「宿泊手当」に改めるとともに、「食卓料」を削るものでございます。

また、第6項では、日当の支給基準に係る規定を宿泊手当の支給基準に改めようとするものでございます。

さらに、食卓料の支給について規定しております第8項を削り、以下1個ずつ繰り上げる改正を行おうとするものでございます。

第16条の改正では、日当の規定を宿泊手当の規定に改めるとともに、近隣市町の旅行に対し、日当を支給しないとする規則への委任を規定した、第2項を削るものでございます。

食卓料について規定した第18条については、条文を削除しようとするものでございます。

第20条、次のページ、第21条及び第24条の改正では、「日当」の文言をそれぞれ「宿泊手当」に改めようとするものでございます。

第28条では、条見出しから「日当」の文言を削り、「宿泊手当及び宿泊料」に改めるとともに、第1項中、「日当」を「宿泊手当」に改め、食卓料の額を規定する第3項を削り、外国旅行へ準用する旅費の種類について規定した第4項を宿泊料と宿泊手当のみの規定に改め、第3項へ繰り上げるものでございます。

23ページをお開き願います。

附則第3項では食卓料の廃止に伴い、当分の間適用しないとする旅費の種類から、今回の改正において削除しようとしております第18条に係る文言を削るものでございます。

また、日当に関する特例を規定した、附則第5項につきましては、日当の廃止に伴い、当該規定を削るものでございます。

次に、内国旅行の旅費について表記しております、別表第1の改正でございます。

改正前において「1 車賃、日当及び宿泊料」と「2 移転料」について表記した2つの表を1つの表に統合するとともに、「1 車賃、日当及び宿泊料」の表頭、「日当（1日につき）」を「宿泊手当（1夜につき）」に改め、改正前の表側、特別職の区分「道内2600円」「道外3000円」、同じく表側、職員の区分「道内2200円」「道外2600円」を、全て同額の「2400円」に改めようとするものでございます。

なお、宿泊手当の額につきましては、国家公務員等へ適用する改正旅費法に準拠した旅費の額となっております。

また、統合後の表における「2 移転料」につきましては、改正はございません。25ページをお開き願います。

外国旅行の旅費について表記しております、別表第2の改正でございます。

改正前において、「1 日当、宿泊料及び食卓料」の表中、表頭の「食卓料（1夜につき）」の各区分全てを表から削り、同表と「2 支度料及び死亡手当」について表記した2つの表を1つの表に統合するとともに、「1 日当、宿泊料及び食卓料」の表頭を「1 宿泊手当及び宿泊料」に改め、表頭、「日当（1日につき）」を「宿泊手当（1夜につき）」に、それから同じく表頭、「宿泊（1夜につき）」を「宿泊料（1夜につき）」に改めようとするものでございます。

なお、改正後の別表第2各区分に規定する旅費の額に改正はございません。

議案書の31ページにお戻り願います。

附則 この条例は、令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第15号 浦臼町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

次に、日程第22、議案第16号 令和7年度浦臼町一般会計予算の提案及び概要説明を求めます。なお、予算大綱につきましては、事前に配付してありますので、ご覧いただきたいと思っております。

石原副町長。

○副町長（石原正伸君）

ただいま議題となっております令和7年度浦臼町一般会計予算の概要について説明申し上げたいと思っております。

お手元に配付しております令和7年度浦臼町各会計歳入歳出予算書の1ページをお開き願います。

議案第16号 令和7年度浦臼町一般会計予算。

令和7年度浦臼町一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億2500万円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」に

よる。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、5億円と定める。

令和7年3月5日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

初めに、第1条第2項に定めております歳入歳出予算につきまして、お手元に配付してございます横版の各会計予算の説明資料により説明させていただきたいと思っております。

令和7年度の予算につきましては、町民が安心して豊かに暮らすことができる地域社会の実現に向けて、4本の基本政策を柱として、基幹産業であります農業の活性化に向けた支援や新規就農者の受入対策事業などソフト事業を継続し、ハード面では農業用水、基幹水利施設の取入口揚水機場ポンプの更新をするとともに、町民が安心して暮らせるために必要な公共交通や医療などの社会インフラを確保し、老朽化が進む道路や橋梁などのインフラ整備やICT技術を活用した教育環境の整備を進め、また、昨年度からの継続事業であります町立診療所建替事業や自治体行政システムの標準化対応について組み込んだ予算編成としてございます。

それでは、令和7年度各会計予算案説明資料の1ページをお開き願います。

ここでは、令和7年度浦臼町各会計予算の一覧表を掲載しております。一般会計、特別会計及び企業会計の4会計を令和7年、令和6年を比較しまして記載してございます。4会計合わせますと、令和7年度は44億5185万4000円となり、前年度対比7億1445万1000円の増額となっております。率にいたしまして19.1%の増でございます。

各会計では、一般会計におきましては前年度比21.1%の増、国民健康保険特別会計では10.6%の減、後期高齢者医療特別会計では3.6%の増、下水道事業会計では3.9%の増となっております。詳細につきましては後ほど説明させていただきますが、一般会計につきましては基幹系システムの標準化事業や教育DX推進事業に加え、基幹水利取入口揚水機場の機器更新、昨年度繰越として実施いたしました公営住宅整備事業の予算を現年度で計上していること。また、前年度が町長改選期であり、骨格予算であったことなどが主な増額の要因となっております。

それでは2ページをお開き願います。

令和7年度一般会計歳入歳出予算の目的別ということで、説明申し上げます。

まず、上段の括弧書きにつきましては、令和6年度の当初予算を表示してございます。下段の部分につきましては、今年度提案している内容でございます。

それでは、右側の歳出より説明申し上げます。

1款の議会費です。3562万8000円の計上でございます。対前年度比5万円

の増となっております。

2款総務費につきましては13億6023万7000円、対前年度比21.5%の増となっております。金額にいたしまして2億4067万5000円の増額でございます。主な増額要因につきましては、ふるさと納税関連事業として寄付件数8000件を見込み、寄付額にして1億8000万円を見込んでございます。それに伴い、返礼品等に係る経費8969万7000円を計上し、対前年度比6484万6000円の増。また、基幹系システムの標準化に向けた経費として8128万9000円、対前年度比376万7000円の減、ガバメントクラウド利用料として2857万2000円が皆増となっております。

3款民生費につきましては4億7044万4000円でございます。対前年度比8.3%、金額で3592万1000円の増となっております。主な内容といたしましては、制度改正に伴い、児童手当が319万5000円の増、認定こども園運営助成金及び施設型給付費等で883万6000円の増、令和8年度に開設いたしますこども家庭センターの開設準備費として850万円が皆増となっております。

続いて、4款衛生費につきましては3億5322万9000円、対前年度比91.8%の増でございます。金額で1億6908万5000円の増額となっております。主な増額要因としましては、町立診療所建替に伴い、医療機器の更新及び移設費並びに施設備品の購入や旧町立診療所の解体費など、総額で1億2674万8000円が皆増となり、また、町立診療所及び歯科診療所への運営支援金として1800万円が増。また、塵芥収集車の更新費用として1371万7000円が皆増となっております。

5款農林水産業費につきましては、4億2715万6000円の計上でございます。対前年度比42.5%の増、金額で1億2743万3000円の増でございます。主な増額要因といたしましては、取入口揚水機場ポンプの更新として1億530万円、農業活性化支援事業として640万円、にんにく産地化支援事業として391万2000円、新規就農総合対策事業につきましては、昨年と同様に地域おこし協力隊制度を活用した形で農業体験インターンの事業を展開する予算を計上してございます。

続いて、6款商工費につきましては1億4142万6000円の計上でございます。対前年度比67.0%の増、金額で5671万9000円の増額となっております。主な要因としましては、令和6年度当初予算におきまして自然休養村センターを指定管理者制度として運営管理を予定してございましたが、直営による施設管理としたため、需用費として燃料費、電気料、消耗品など、また役務費などの予算が皆増となるものでございます。自然休養村センターの施設管理に係る予算といたしましては、4175万2000円を計上し、新しい道の駅つるぬま基本計画及び観光アドバイザー支援業務及び温泉施設の調査業務、この3本を合わせて1635万円を計上してございます。

続きまして、7款土木費でございます。5億985万3000円の計上でございます。対前年度比26.8%の増、金額で1億777万4000円の増となっております。

ます。主な内容といたしましては、JR踏切部4か所の改良工事、町道川8号線及び町道山26号線の道路改良舗装工事で5480万円、橋梁長寿命化補修工事2橋分として3170万円。公営住宅中央団地B棟改修工事、さくら団地B棟屋外防水工事、スパーク・21台所改修工事及び公営住宅LED化改修工事、合計で1億7256万2000円を計上してございます。

次に、8款消防費でございます。1億6616万1000円、率にいたしまして5.0%の減でございます。金額で878万1000円の減となっております。減額の主な要因といたしましては、消防本部の指令台更新により負担金は増額となりましたが、前年度の移動系デジタル防災行政無線の更新を終えたため、トータルで減額となるものでございます。

9款教育費につきましては2億2111万8000円、率にいたしまして97.5%の増でございます。金額で1億918万3000円の増となっております。主な要因につきましては、小中学校校務用パソコン32台、児童生徒用タブレット1111台の更新、併せてネットワーク機器更新及びクラウドサーバー構築費を含めて7352万8000円が皆増となり、また、老朽化によるスクールバス2台の更新等に2797万5000円を計上するものでございます。

10款の災害復旧費につきましては、小規模災害復旧費として昨年と同額の100万円を計上してございます。

11款の公債費につきましては4億3374万8000円、対前年度比21.4%の減でございます。金額で1億1805万9000円の減額でございます。内訳といたしましては、通常の長期償還元金が4億1632万3000円、対前年度比1億2232万円の減となっております。一方、長期償還利子につきましては1692万5000円、対前年度比426万1000円の増となっております。

最後、12款の予備費につきましては、昨年と同様、500万円の計上でございます。

以上、歳出全款合計で41億2500万円となっております。

次に、3ページをお開き願います。

こちらのページは令和7年度一般会計の歳出予算の性質別一覧となっております。増減幅の大きな部分や特徴的な部分のみご説明申し上げます。

まず、表の1段目、人件費につきましては6億5781万1000円の計上で、対前年度比5.8%の増、金額で3594万4000円の増となっております。給与改定及び期末勤勉手当の支給月の増に伴うものでございます。

1段下、物件費につきましては6億9406万5000円の計上でございます。対前年度比24.6%の増で、1億3702万9000円の増額でございます。ガバメントクラウド使用料や原油及び物価高騰の影響により、施設管理経費の増大によるものでございます。

少し下がります。表の6段目、建設事業費でございます。9億5544万2000円の計上でございます。対前年度比72.8%の増、4億260万6000円の増額となっております。こちらは町立診療所の建替事業や基幹水利取入口揚水機場の機

器更新など、大型事業の実施に伴うもの、また、前年度繰越事業で実施した公営住宅の改修等の影響により、増額するものでございます。

表の10段目、積立金でございます。1億8437万7000円の計上でございます。対前年度比257.2%の増、金額で1億3275万7000円の増額となっております。ふるさと納税寄付金の増額を見込みまして、基金に積み立てようとするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、1ページ戻っていただきまして、2ページをお願いいたします。

左側上段、1款町税でございます。1億8267万3000円、前年度で6.6%の増、金額で1123万4000円の増額となっております。内訳といたしまして、個人住民税において令和6年度産米の作柄を考慮しまして、課税所得の増加を見込み1135万2000円の増、法人住民税で62万9000円の減、固定資産税では、新築家屋の増加から61万4000円の増、軽自動車で9万5000円の増、町たばこ税は販売本数の減を見込み16万8000円の減としてございます。

2款地方譲与税につきましては4707万6000円の計上でございます。

3款利子割交付金につきましては6000円の計上です。

4款配当割交付金につきましては43万円の計上でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金については50万円の計上でございます。

6款法人事業税交付金につきましては260万円の計上でございます。

7款地方消費税交付金につきましては5000万円の計上でございます。

8款環境性能割交付金につきましては、自動車取得税交付金に代わるものとして350万円を計上してございます。

9款地方特例交付金につきましては20万円の計上でございます。

10款地方交付税につきましては15億円の計上でございます。前年度同額でございます。普通交付税として13億5000万円、特別交付税として1億5000万円を計上するところでございます。

11款交通安全対策特別交付金につきましては1000円の科目設定でございます。

12款分担金及び負担金につきましては6972万8000円の計上でございます。対前年度比79.8%の増、3093万8000円の増額でございます。主な要因は、取入口揚水機場のポンプ更新に係る受益者負担金として2948万4000円が皆増となるものでございます。

13款使用料及び手数料につきましては、8270万3000円の計上でございます。対前年度比20.5%の増、金額で1409万6000円の増額でございます。主なものは、当初予算より自然休養村センターの使用料1500万円を見込んだことによるものでございます。

14款国庫支出金につきましては2億6508万6000円の計上でございます。26.7%の増、金額で5584万6000円の増額でございます。こちらは児童手当の制度改正により528万円の増、こども家庭センター開設準備により511万8

000円の皆増、町立診療所の運営補助金として660万円、公営住宅改修事業交付金として3890万3000円、公営住宅による家賃低廉化事業交付金として5049万7000円、橋梁長寿命化事業に2382万6000円を計上しているところでございます。

15款道支出金につきましては3億1535万2000円の計上です。前年度比38%の増、金額で8677万9000円の増額でございます。主なものは、取入口揚水機場のポンプ更新に係る国と道の負担分として7160万9000円が皆増となるものでございます。

16款財産収入につきましては684万9000円の計上でございます。

17款寄付金につきましては1億8000万1000円の計上でございます。前年度比260%の増、金額で1億3000万の増額でございます。ふるさと納税による寄付金を見込むものでございます。

18款繰越金については1000円の計上でございます。

19款諸収入につきましては1億5749万9000円の計上でございます。前年度比38%の減、金額で9650万4000円の減額でございます。こちらにつきましては、鉄道施設撤去等の事業費減少に伴い、受託事業収入の減額が主な要因でございます。

20款町債につきましては2億6680万円の計上です。前年度比30.6%の増、金額で6250万円の計上でございます。こちらにつきましては、トレシップタウンシナイ川河川整備事業及び河川の緊急浚渫推進事業や雪寒機械の購入事業の完了により皆減となる一方で、今年度、町道川8号線道路改良舗装事業、JR踏切部の改良舗装、橋梁長寿命化事業、診療所の建替え、スクールバスや塵芥収集車の更新、また、消防本部指令台更新などの財源として借入れを見込むものでございます。

最後になりますが、21款繰入金につきましては9億9399万5000円の計上でございます。対前年度比71.6%の増、金額にいたしまして4億1470万9000円の増額計上でございます。内訳といたしまして、街路灯維持基金から170万円。ふるさと納税の返礼品等にふるさと浦臼応援基金から1億7971万3000円。札沼線代替輸送事業等基金から4330万円。公共施設建設基金から1億3000万円。財政調整基金から6億3928万2000円を取り崩す見込みでございます。

以上が、歳入41億2500万円の内容でございます。

続きまして、第2条の地方債についてご説明申し上げますので、予算書にお戻りいただきまして、9ページをお開き願います。

第2表地方債の一覧でございます。

それではまず、起債の目的でございます。下徳富第2排水機場整備負担金事業といたしまして、水利施設等保全高度化事業の自家発電機整備等負担金の財源として110万円を限度額として借入れを予定するものでございます。起債の方法につきましては証書借入。利率につきましては6.5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率とする

ものでございます。償還の方法につきましては、政府資金につきましてはその融資条件によるものでございますし、銀行その他の場合におきましては、その債権者と協定するものでございます。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものでございます。

以下、起債の方法、利率、償還の方法につきましては同様でございますので、説明を省略させていただきたいと思います。

1 段下、町立診療所医療機器導入事業につきましては、C T 機器購入の財源として 1 5 9 0 万円を限度額とし、借入れを予定するものでございます。

次に、町立診療所建替事業につきましては、旧診療所解体工事の財源として 8 5 1 0 万円を限度額とし、借入れするものでございます。

その下、塵芥収集車整備事業につきましては、車両更新の財源として 1 3 7 0 万円を限度額として、借入れをするものでございます。

その下、橋梁長寿命化事業につきましては、第 1 札的橋ほか 1 橋の調査設計及び東橋ほか 1 橋の補修工事の財源として 2 4 1 0 万円を限度額として借入れするものでございます。

次に、中村西 7 線道路改良舗装事業につきましては、調査設計の財源として 7 2 0 万円を限度額とし、借入れを予定するものです。

次に、J R 踏切部道路改良舗装事業につきましては、踏切部 4 か所の道路改良工事の財源として 2 1 5 0 万円を限度額として借入れを予定するものでございます。

次に、川 8 号線道路改良舗装事業につきましては、道路改良工事の財源として 1 7 5 0 万円。

その下、山 2 6 号線道路改良舗装事業につきましては、こちらも道路改良の財源として 1 7 1 0 万円。

その下、高度機能消防指令台整備事業につきましては、砂川消防本部の指令台更新の財源として 3 2 0 0 万円。

その下、J - A L E R T 受信機更新事業につきましては、J - A L E R T の受信機本体及び C S アンテナの更新の財源として 1 2 3 0 万円。

次にスクールバス更新事業につきましては、バスの更新財源として 1 9 3 0 万円を限度額とし、借入れを予定するものでございます。

ただいま説明いたしました 1 2 件の限度額の合計は 2 億 6 6 8 0 万円となっております。

以上が、令和 7 年度一般会計予算の概要でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

次に、日程第 2 3、議案第 1 7 号 令和 7 年度浦臼町国民健康保険特別会計予算の提案及び概要説明を求めます。

なお、予算大綱につきましては事前に配付してありますのでご覧いただきたいと思います。

明日見課長。

○住民課長（明日見将幸君）

予算書の138ページをお開き願います。

議案第17号 令和7年度浦臼町国民健康保険特別会計予算。

令和7年度浦臼町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1320万円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、4000万円と定める。

令和7年3月5日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

続いて、予算の概要について説明を申し上げます。歳入歳出予算事項別明細書にて歳出からご説明いたしますので、140ページをお開き願います。

1款総務費、1378万4000円の計上でございます。前年度対比245万6000円、21.7%の増となっております。主な要因は、標準化システムの環境をガバメントクラウドへ移行するために係る負担金の増によるものでございます。

2款空知中部広域連合納付金、9251万9000円の計上でございます。北海道へ納付いたします国保事業費納付金が減額したことによりまして、前年度対比1638万8000円、15.1%の減となっております。

3款諸支出金、30万円の計上でございます。保険税の還付金として計上してございます。

4款保険医療費、649万7000円の計上でございます。前年度対比53万2000円、8.9%の増となっております。特定健診事業に係る経費で、保健師1名の人件費の計上でございます。

5款予備費、10万円の計上でございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げますので、139ページをご覧願います。

1款国民健康保険税、6204万1000円の計上でございます。前年度対比1454万6000円、18.6%の減となっております。

2款財産収入、20万3000円の計上でございます。これにつきましては、財政調整基金の預金利子でございます。

3款繰越金、1000円の計上でございます。科目設定として計上してございます。

4款諸収入、95万5000円の計上でございます。前年度同額の予算計上となっております。

5款繰入金、5000万円の計上でございます。前年度対比94万8000円、1.9%の増となっております。

以上が、議案第17号 令和7年度浦臼町国民健康保険特別会計、歳入歳出それぞれ1億1320万円の予算の概要についてのご説明でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

それでは次に日程第24、議案第18号 令和7年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算の提案及び概要説明を求めます。

なお、予算大綱につきましては、事前に配付してありますので、ご覧いただきたいと思えます。

明日見課長。

○住民課長（明日見将幸君）

それでは、予算書の167ページをお開き願います。

議案第18号 令和7年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算。

令和7年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4860万円と定める。

2 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年3月5日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

予算の概要についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算事項別明細書にて、歳出からご説明いたしますので、169ページをお開き願います。

1款総務費、849万8000円の計上でございます。前年度対比46万6000円、5.8%の増となっております。主な要因につきましては、職員の人件費の増となっております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、3989万2000円の計上でございます。前年度対比127万円、3.2%の増となっております。主な要因は医療保険料の負担増でございます。

3款諸支出金、16万円の計上でございます。保険料還付金として計上してございます。

4款予備費につきましては、5万円の計上となっております。

次に、歳入についてご説明を申し上げますので、予算書168ページをご覧願います。

1款後期高齢者医療保険料、2573万3000円の計上でございます。前年度対比で78万4000円、3.1%の増となっております。

2款使用料及び手数料、1000円の計上でございます。科目設定として計上してございます。

3款繰入金、2270万5000円の計上でございます。前年度対比95万200

0円、4.4%の増となっております。

4款諸収入、16万円の計上でございます。前年度対比3万6000円の減でございます。保険料還付金として計上してございます。

5款繰越金、1000円の計上です。科目設定として計上してございます。

以上が、議案第18号 令和7年度浦臼町後期高齢者医療特別会計、歳入歳出それぞれ4860万円の予算概要についてのご説明でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

次に、日程第25、議案第19号 令和7年度浦臼町下水道事業会計予算の提案及び概要説明を求めます。

なお、予算大綱につきましては、事前に配付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

上嶋課長。

○建設課長（上嶋俊文君）

それでは、令和7年度浦臼町下水道事業会計予算を説明いたします。

令和7年度浦臼町下水道事業会計予算書をご覧ください。

1ページでございます。

議案第19号 令和7年度浦臼町下水道事業会計予算。

第1条 令和7年度浦臼町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

接続戸数につきましては426戸。年間処理水量としまして7万3200立方メートル。1日の平均処理量でございますが、200立方メートルを予定するものでございます。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款下水道事業収益、1億1149万円。支出、第1款下水道事業費用、8103万1000円で、3条予算につきましては、差引3045万9000円のプラス収支を見込むものでございます。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入でございます。第1款資本的収入、3470万円。支出、第1款資本的支出、8402万3000円で、4条予算につきましては、差引4932万3000円のマイナス収支を見込むものでありますが、この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額176万7000円、当年度分損益勘定留保資金1368万6000円、減債積立金2789万9000円及び過年度利益剰余金処分別597万1000円で補填するものといたします。

次のページをお開きください。

第5条は債務負担行為を定めるものでございます。

事項としまして、マンホールポンプ所管理業務委託料。期間は令和8年度。限度額を210万円とするものでございます。

次に、第6条は企業債の発行に関して定めるもので、起債の目的につきましては、下水道事業債。限度額を1880万円とし、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以下、第7条には予定支出の各項の経費の金額の流用に関する規定。

第8条には議会の議決を経なければ流用することのできない経費に関する規定。

第9条には他会計からの補助金。

次のページでございますが、第10条には利益剰余金の処分に関することをそれぞれ定めております。

令和7年3月5日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

以上が、議案第19号 令和7年度浦臼町下水道事業会計予算の概要説明でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（小松正年君）

以上をもって、一括議題についての提案及び説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、日程第18、議案第12号から日程第25、議案第19号までの8件は、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第18、議案第12号から日程第25、議案第19号までの8件は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に、ただいま設置されました予算審査特別委員会を開催して、委員長並びに副委員長の互選を行ってください。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時22分

○議長（小松正年君）

それでは、会議を再開します。

諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので報告します。

委員長に、砂場明議員。

副委員長に、高田英利議員。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

◎散会の宣告

○議長（小松正年君）

これをもって、本日の日程は終了しました。

したがって、本日はこれにて散会します。

なお、3月10日は午前10時から予算審査特別委員会を開催します。

本日は大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時23分

浦臼町議会第1回定例会 第2号

令和7年3月17日（月曜日）

○議事日程

- | | |
|-----|--|
| 1 | 一般質問 |
| 2 | 議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について（予算審査特別委員長報告、討論、採決） |
| 3 | 議案第13号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について（予算審査特別委員長報告、討論、採決） |
| 4 | 議案第14号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について（予算審査特別委員長報告、討論、採決） |
| 5 | 議案第15号 浦臼町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について（予算審査特別委員長報告、討論、採決） |
| 6 | 議案第16号 令和7年度浦臼町一般会計予算（予算審査特別委員長報告、討論、採決） |
| 7 | 議案第17号 令和7年度浦臼町国民健康保険特別会計予算（予算審査特別委員長報告、討論、採決） |
| 8 | 議案第18号 令和7年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算（予算審査特別委員長報告、討論、採決） |
| 9 | 議案第19号 令和7年度浦臼町下水道事業会計予算（予算審査特別委員長報告、討論、採決） |
| 追加1 | 意見書案第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書 |
| 10 | 所管事務調査について（総務産業常任委員会、議会運営委員会） |

○出席議員（8名）

議長	8番	小松正年君	副議長	7番	柴田典男君
	6番	静川広巳君		5番	中川清美君
	4番	野崎敬恭君		3番	高田英利君
	2番	土屋慎一君		1番	砂場明君

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町		長	川	畑	智	昭	君
副	町	長	石	原	正	伸	君
教	育	長	河	本	浩	昭	君
総	務	長	城	宝	睦	己	君
総	務	幹	安	田	良	弘	君
総	務	幹	早	坂	隆	広	君
住	民	長	明	日	将	幸	君
住	民	幹	國	見	幹	夫	君
福	祉	長	齊	田	淑	恵	君
福	祉	幹	粟	野	敏	朗	君
産	業	長	馬	狩	範	一	君
産	業	幹	山	崎		哲	君
建	設	長	上	嶋	俊	文	君
建	設	長	竹	田	圭	一	君
会	計	者	中	田	圭	刀	君
教	育	長	横	井	正	樹	君
教	育	会	小	田	修	司	君
農	業	長	位	田		勝	君

○出席事務局職員

局	長	國	田	朋	子	君
書	記	藤	澤	翔	太	郎

◎再開の宣告

○議長（小松正年君）

本日の出席議員は8名です。

定足数に達しております。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表の2日目に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第1 一般質問

○議長（小松正年君）

日程第1、これより一般質問を行います。順次発言を許します。

発言順位1番、静川広巳議員。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

それでは、令和7年第1回定例会におきましての一般質問を町長に2点、教育長に1点したいと思います。正直言いますと、こんないきなり一般質問するのは初めてなものですから、ちょっと緊張しています。

それでは町長にまず1点、避難所の現状ということでお伺いをいたしたいと思えます。

避難所は、災害の危険がある場所に避難した住民や災害によって自宅に戻れなくなった住民が一時的に滞在する施設で、高齢者や障がい者などの特に配慮を要する人々の利用を確保し、相談や支援を受ける体制を整備することを目的としています。

浦臼町の避難所開設の決め方は、災害対策本部が災害の状況を勘案し、開設する避難所を決定するとなっております。緊急避難場所と避難所の建物の基準はどのようになっているのでしょうか。また、浦臼町という地形、気候、河川などの状況から想定される災害にはどのようなものがあると考えられるのか、お伺いをいたしたいと思えます。

以上です。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

静川議員の1点目のご質問にお答えいたします。

最初に避難場所と避難所それぞれの設置目的の違いについて申し上げます。避難場所とは、自然災害の危険が迫った際に地域住民が緊急に避難するための建物を含む場所を指し、一時的な避難先として機能します。一方、避難所とは避難した地域住民が災害の危険がなくなるまで滞在するための施設であり、災害によって自宅に戻れなくなった住民が一時的に滞在することを目的としています。このように避難場所と避難

所は、その役割や機能において明確な違いがあります。

現在、地域防災計画において定めている指定緊急避難場所は、駐車場などの敷地を有する公共施設であり、鶴沼地区に2か所、浦臼地区に10か所、晩生内地区に1か所の合計13か所となっています。また、指定避難所については耐震性や収容能力が確保されている公共施設が選定されています。具体的には鶴沼地区に1施設、浦臼地区に7施設、晩生内地区に1施設の合計9施設が指定されています。

しかしながら洪水災害の場合、一部の施設は浸水想定区域内に位置しているため、2階以上への垂直避難ができない施設である場合は避難所として開設できない場合もございます。

開設する避難所の決定基準につきましては、災害の種類や規模、地域や想定される避難者数等の判断材料をもとに決定することになります。

なお、本町で想定されている災害につきましては、風水害、暴風雪、地震、土砂災害、またこれら自然災害に伴う停電や火災、断水などにつきましても二次災害として想定しているところです。

以上です。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

昨年でしょうか、内閣府の防災担当の方からおそらく指定避難所の指定状況調査というのが全国の各都道府県防災担当の方へ確か来ていると伺っておりますが、浦臼町に対してもこの辺の内閣府からの調査などが来ていたのかどうか、お伺いをいたしたいと思います。もし来ていたらどのような答えを出しているのか、わかればお伺いしたいと思います。

それと今回私が考えたのは、うちの町はどういう災害があったときに一番大変なのかという部分で、町長がされた答弁の中で風、雪、それから土砂も含めて、この辺が災害としてどこまで影響を及ぼすのかというのが、浦臼にとって人命に関わる部分でどうなのかなと。

前回停電になっても、まだ人命に関わるものではないだろうと。おそらくこういう地域で一番おっかないのは、もう地震ぐらいしかないのかなと。

それで地震があった場合に、例えば民家が崩れて壊れた場合には結局、例え避難所においても建物が壊れていますから、当然再建するまでは戻れない。そういった場合、その人方が一時的に例えば何か月、もしかしたら何年という状況になるかもしれませんが、こういった場合の避難所というのか、生活する住環境の部分での想定ができるのかということ、多分この町は、そういう災害を一番考えなくてはいけないのかなと思っています。

風とか雪ではおそらく、よっぽどでない限り家が倒壊することは考えられませんので、一番大きいのはやっぱりそこなのだろうと思いますが、その辺どうなのかということもお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦巳君）

静川議員の再質問にお答えします。

まず、内閣府からの調査が来ていたのかというところでございますけども、手元に資料がないのではっきりとは言えませんが、来ていたような記憶は私の中ではございます。回答内容としては、おそらく答弁書の方に添付しているのが防災計画の抜き出した資料でございますので、指定避難所の状況につきましてはこちらに基づいて回答しているものと思われま

す。それから地震等によります建物の倒壊に対する対応でございますけども、まずは一時的には避難所に避難していただくというのがまず第一歩になるかなと思ってございます。その後につきましては倒壊状況の戸数の数、それから範囲によってその後の対応については変わってくるかなと思いますけども、広域災害になれば当然、国等の支援を受けながら仮設住宅というのが視野に入ってくるのかなと思ってございます。

なので、現時点でこの場合はこうするといった具体的なものはございませんけども、被災の状況に応じて対応していくことになろうかと思ってございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

それでは今答弁いただいたことに対しては、これは防災マニュアルの中に記載されているのかどうかをお伺いしたいとまず思います。

それと今回一時的に避難する場所で、一番全てに対応している避難場所は中学校、それから農村センター、B & G海洋センター、晩生内コミュニティセンター、鶴沼改善センターなどが全てに対応するとなっておりますが、この辺、1日2日、または3日、そういった一時的避難における各施設の住環境的な部分は設備としてどうなっているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（小松正年君）

城宝課長。

○総務課長（城宝睦巳君）

まず1点目でございます。住宅対策に係る地域防災計画上の位置付けでございますが、記載といたしましては、災害救助法の適用がされた場合につきましては、応急仮設住宅の設置は原則として道知事が行うという旨が記載されてございます。

それから応急に関しましては町内の技術者等の資源を動員いたしまして、応急修理等の処置を実施するという旨を記載しているところでございます。

それから仮設住宅の供用に関しましては、対象者、それから対象場所の選定につき

ましては町が行い、設置に関しては道が行うということになってございます。それから20日以内に着工するという旨が記載されているところでございます。

1点目は以上でございます。

○議長（小松正年君）

早坂主幹。

○総務課主幹（早坂隆広君）

2点目のご質問にお答えさせていただきます。

避難所の設備ができていくかという点でございますが、基本的には役場、保健センター、農村センターにおきましては大型の発電機を設置することが可能となっております。小中学校ですとか、両翼、晩生内と鶴沼につきましても、そういった大型の発電機を設置する設備はございますので、対応はできるかと思っております。

ただ、外部から大型の発電機を設置できない施設につきましても、令和7年度の当初予算案に計上させていただいております災害用の備蓄品の中で、発電機の購入を検討させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

2番目の質問の、住環境の物は整っているかという質問なのだけど、そこはどのようなのでしょうか。要するに仮設ベッドとか、そういうのは。

早坂主幹。

○総務課主幹（早坂隆広君）

申し訳ございません。

今の備蓄品の中で、段ボールベッドですとか毛布、また寝袋等も充足にあるかと言われると、まだ人数分には達していないところはございますが、ある程度備蓄品として保管しているところではございます。あと、テントもございます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

それでは2番目の質問をお願いいたします。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

それでは町長に2点目の質問を行いたいと思います。

町内における太陽光発電の状況と、関係条例の制定ということでご質問をさせていただきます。

SDGsの目標の7番目であります「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」の中には5個の項目があり、その2番目に「2030年までに世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる」となっております。

町としても、地球温暖化対策に繋がるSDGsの達成に向け、地域と調和のとれた太陽光発電の普及、設置を図っていく必要があるのではと考えますが、まず設置について町長の考えをお聞きしたいと思います。

また、まちの景観を含めた環境の保全及び災害の防止、そして町民の安全・安心の

生活の確保を目的とした浦臼町太陽光発電の適正な設置及び管理に関する条例を制定する必要があると思いますが、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

静川議員の2点目のご質問にお答えいたします。

地球温暖化対策は世界的に重要な課題であり、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの活用は、環境対策を進める上で重要な役割を果たすものと認識しております。

町の環境対策への取り組みとしては、平成25年度から住宅リフォーム等補助事業において太陽光発電システムの設置工事を補助対象とし、経済的な支援を行っております。また、公共施設のLED化を年次的に行っており、エアコン等の付帯設備の設置、更新に際しては、環境負荷の少ない製品に切り換えを進めています。今後につきましては、地球温暖化防止実行計画の事務事業編に基づき順次取り組みを進めていくこととなります。なお、町としては太陽光発電設備の既存施設への設置やマイクログリッドの新設など大規模な投資を伴う事業は、現状においては想定しておりません。以降の答弁にも関連してまいります。民間事業者への指導や協力、町民への支援により普及を図ってまいりたいと思います。

次に、民間事業者による太陽光発電の設置に際しては、議員がご指摘されたように、町の景観や環境保全、さらには災害防止や周辺住民とのトラブルといった問題が懸念されることも十分理解しております。これらの要素は、安全・安心な生活を確保するためにも重要な視点であると考えておりますので、太陽光発電設備の適正な設置に関する条例を制定し、地域住民との合意形成や環境への配慮を図りながら、太陽光発電設備の適切な設置を促進してまいります。

以上です。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

○6番（静川広巳君）

ありません。

○議長（小松正年君）

それでは3番目の質問をお願いします。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

それでは教育長に1点質問をさせていただきたいと思います。

学習環境の整備ということをお聞きしたいと思います。

教育ICT環境の充実を図り、教員と児童生徒の力を最大限に引き出すことを目指す取り組みとするGIGAスクール構想が始まり、5年が経過いたしました。その間、コロナウイルス感染での教育の変化もあり、小中学校における学習用タブレット端末

の配備が加速したことや、またデジタル教科書は2019年から使用できるようになったことなどが挙げられます。

浦臼町の教育における学習環境の整備は、教育DX推進とGIGAスクール構想第2期に向け、校務用パソコン及び児童生徒用タブレット端末を更新し、令和の時代に即した環境整備を推進していくとあります。そこで教育長に、次の4点について質問をいたしたいと思います。

1つ目はGIGAスクールの導入によって授業の質がどのように向上したのかお伺いしたいと思います。

2点目は、教職員の中で不便を感じているという意見がないのかをお伺いしたいと思います。

紙の教科書は無償ですが、デジタル教科書は対象外とされています。今後はどのような形になるのかお伺いしたいと思います。

各端末は5年間で更新となり、更新にかかる費用は多額になりますが、今後どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（小松正年君）

答弁お願いいたします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

静川議員のご質問にお答えをいたします。

1点目のご質問につきましては、GIGAスクール構想は1人1台端末の整備など、授業等にICTを取り入れ、多様な子どもたちを誰1人取り残すことのない個別最適化された学びや創造性を育む学びに寄与し、子どもたちの可能性を大きく広げるものとして取り組みが開始されております。同時に校務支援システムやICTの導入・運用により、教職員の働き方改革も推進してまいりました。

GIGAスクール構想第1期の最終年に当たる現在はさまざまな学習支援ソフトを活用しており、児童生徒それぞれの進捗状況に合わせた学習を取り入れるなど、個別最適化を図っております。

各教科では本年度導入した電子黒板も併せて活用し、クラス全体での情報共有、協働的な学びが容易になるなど、授業の幅を広げているところであります。また、総合学習や校外活動等で使用する掲示物を児童生徒それぞれの発想で作成しやすくなるなど、授業内容の向上が図られているものと考えております。

2点目のご質問につきましては、導入当初は戸惑いや嫌悪感を持つ教職員もおりましたが、校内研修やICT支援員による助言などにより、現在は教科による使用頻度に多少の差はありますが、積極的に活用していただいております。

3点目のご質問につきましては、現在紙の教科書を主たる教科書としながら、必要に応じて学習者用デジタル教科書を併用することができるとなっており、本町では令和4年度から実証事業により小学5年生から中学3年生までの英語及び中学校数学のデジタル教科書が無償で導入されており、来年度から小学校5・6年生の算数のデジタル教科書が無償で導入される予定となっております。

文部科学省では、デジタル教科書を「教科書代替教材」の取扱いから「正式な教科書」への変更や、紙媒体の教科書との「ハイブリッド形態」などの検討を進めていることから、今後学校現場の環境整備や活用状況を考慮しながら段階的に導入されていくものと考えております。

4点目のご質問につきましては、端末の保証期間や、日進月歩で進むシステムやソフトの更新などに対応するためにも、5年程度での端末の更新は必要になると考えております。議員ご指摘のとおり、更新には多額の費用を要することになりますが、補助金等を活用し経費の低減を図りながら、適切な時期での更新を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

私も孫がいっぱいいるものですから、学校教育に関心があるのですが、確か平成31年か令和元年でしょうかね、教職員の勤務時間の上限のガイドラインが策定されたのと同時に、職員の給与体系も変わったというか、措置法ができたような、そういうのがあります。結局、これが最終的にそのGIGAスクール構想やらで、今まで先生方が学校でしかできなかったことが、自分の家に帰ってからもできるというような状況に作り替えていったという考え方でよろしいのかどうかをお聞きしたいのと、今まで浦臼の小中学校で校務支援と言われる、そういった単独的なDXなのかどうか分かりませんが、GIGAスクールとは別にそういう支援システムがあったのかどうかをお伺いしたいと思います。

それと今回の令和7年度予算の中に、新しい公務DXを入れて行くと。これはこれまでのGIGAスクールの端末というのでしょうかね、GIGAスクールのシステムと、それから公務DXという部分における端末もしくはそういったシステムが、あくまでもこれは同じシステムの中で動くという判断でよろしいのかどうか。今までは多分、それぞれのタブレットというか端末が違って、GIGAスクールとは別の全く違う端末でやりとりしなければいけないので学校の先生も大変だったのでは、という話をちょっと聞いていますが、その辺を今度は1つのもので全てを賄えるという考え方でいいのか。これを発展したときに、最終的に例えば小中学校、これが今後義務教育学校に移ったとしても、この部分のDXが全て共通して、何も変えないで小中学校一貫としてやれるのかどうか、ということをお聞きしたいと思います。

また、今教育長が言われた教科書とデジタル教科書の部分がありますが、国ではこれから進めていくということですが、町としては最終的にどっちの方向を向いていこうと思っているのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（小松正年君）

答弁お願いいたします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまの静川議員の再質問にお答えをいたします。

まず、最初の質問でございますけれども、校務DXの推進によって家でもできるのかという部分につきましては、現状は家ではできないような仕組みになっております。それで、一応全道共通の校務支援システムということで、令和2年か3年にうちは導入していると思うのですけれども、その中で校務ができるような仕組みになってございます。

それを今度、令和7年度の予算でクラウド化をしまして、道も教職員の在宅勤務の制度を策定して令和6年度からやっていますし、私どもも夏休みには間に合いませんでしたけれども、冬休みに目掛けて、連続して5日間の在宅勤務ができるような仕組みを整えたところなのですが、ただ、そのような中で、在宅で何ができるかというところ結局、今現在はいろんな情報とかは持ち出せないのになかなか難しいですし、授業の準備ぐらいしかできないような状況になっておりますけれども、それをクラウド化することによって今度はそれ以外の校務についてもできるようになるのかなと考えております。

校務と学習の方ですけれども、今はそれぞれ別の端末で実施をしていますが、令和7年度にクラウド化することによって、同じ端末で公務も学習支援もできるような形になる予定であります。

それから義務教育学校になってもそのまま使えるのか、ということでございますけれども、システム等を5年ごとに見直していかなければいけないですし、義務教育学校もいつになるかという部分がまだ明確にはなっていない状況ですので、それにつきましては現在のところ不明ということでございます。

教科書につきましては、流れとしてはデジタル教科書にこれから移行していただくということなのですけれども、当分の間はやっぱり両方を使ってハイブリッド型ということになるかと思っておりますが、最終的にはデジタル化、デジタル教科書になっていくのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

それでは再々質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

クラウド化されたことによって大きく変わるのでございますけれども、先ほど言いました先生方の勤務時間の上限に関するガイドラインの策定がされていますよね。それと給特法があって、制限と言いますか、働く時間も含めて給与の関係も特別措置法ができていますよね。結局これは、先生方が学校での労働時間内だけではできない部分が今回のDXによって、国は学校以外でしていいよっていう話なのかなどかどうかなのですが。どうも学校以外での勤務というか、それで子どもたちと触れ合う機会・期間をもっていいよという進め方になっているのかなど。新しい、おそらく令和7年度から入れようとするこういうDXは、ある人に言わせると、次世代型DXという言い方をしていますね。

次世代型DXというのが、結局そこだと全て一元でやれて、学校にいなくてもできるよと、それで全てがクラウド化されているのでセキュリティも安全ですよという部分で、これから国が進めていくという話だと私は思っているのですが、その辺をもう一度、教育長、まだ学校でしかやらないという部分もちょっとあったのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（小松正年君）

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

学校以外でもできるということで、逆に労働時間がそのことによって増えるのではないかというような危惧も、そういう意見も出ているようなところではあります。

基本は学校の中ですべてと思っています。ただ、夏休み・冬休みに在宅でもできるのに、結構うちの場合は滝川や岩見沢から通ってきている先生方が多いので、そこで家でもできるのにガソリンを焚いて通うことが必ずしもいいことではないのかなと、SDGsの観点からもそういったことが考えられると思っています。

それから給特法の関係につきましては、これは国、文科省と財務省との折衝の中で段階的に引き上げていくというような話がなされているのかなと理解をしております。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

それでは、発言順位2番、砂場明議員。

砂場議員。

○1番（砂場明君）

令和7年度第1回定例会におきまして一般質問をさせていただきます。

私からは浦臼町役場職員の現状といたしまして町長にお尋ねいたします。

現在、世の中の多くの会社や団体で人材不足ということが叫ばれ、さまざまな方から「人が欲しい」との言葉を耳にいたします。

民間の事業者は、新卒の初任給を増やし人材確保に走っています。この手法がいいとは思いませんが、さまざまな手を使い、未来を見据えた職場づくりをしているのだと思います。

浦臼町役場も例外ではないと感じます。しかし、公務員なので思い切った施策は打てないかもしれませんが、職場環境を良くし、人材確保していただきたい。そのような中、3月末にも職員2名の退職者がいると聞いております。

そこで、令和7年2月現在の職員構成を別紙に用意いたしましたので説明させていただきます。現在一般職としましては合計で57名、年齢別で人数を載せています。

まずここで最初に目を引くのは50代の少なさ、今でこそ50代前半の方が入ってきましたけども、数年前まで本当に50代が少ないなど。それは役場だけに限らず、例えば商工会でしたり農家でしたり、町全体に50代が少ないなどという印象が僕の中ではありました。

次に40代から今50代前半のところの大きな固まりがあります。これを見ると、向こう10年浦臼町役場は安泰かなという気もいたしますが、そのあとの43歳の0人を区切りに、そこから1とか0とかが続いているのですね。

向こう10年はいいかもしれませんが、その後、この方々が60歳を迎えたときに、一体どんな職員構成になるのかというのが、今の50代のことに関がっていくかなと。ただ、今の50代に関しては40代の大きな固まりがございましたので事なきを得たという感覚もございます。

しかし、そのあとにはそれだけの大きな固まりはございませんので、本当にいろいろな経験をしっかりしていない方が管理職になるとかいうケースも、もしかしたら出てくるかもしれないという懸念がございます。

ここを埋めるには社会人枠とか再就職という枠を使わなければいけないのですが、でもそこも手を打たないとなかなか次に続くのは難しいかなと思っております。それ以降は0の年度もございますが、これから育っていく人材がいるのかなという気もいたします。

続いて暫定再任用の方ですが、表の括り上60代以上にしていますが、この2名の方も今年度をもっての任期終了ということになりますので、ここが新年度からは0になる予定でいると思います。

続きまして会計年度任用職員合計23名、これも括り上60歳以上で14名という方がおられますが、性質上、ほかの仕事を退職された方がこの町に来て働いていただくというケースも多いので、この60歳以上の枠が増えているのかなと、最高齢で74歳の方がおられたと記憶しております。

そして協力隊員2名。これが令和7年2月現在の職員数となっております。通告書に戻ります。

無尽蔵に職員を採用することはできないでしょうが、必要ならば、手を尽くすべきであると考えます。人口に対しての枠があるとも聞いていますが、そもそもその人数が適正かも疑問であります。

また、役場職員の残業も多いと感じます。ここでも職員数が少なく、1人に対しての仕事量が増えているのではないかと推察されます。

そこで町長にお尋ねします。

1つ目は来年度新規採用者はいるのでしょうか。採用があるのならばその人数と構成をお尋ねいたします。

次に、現在の役場職員数は適正人数か。また、町長が考える役場職員の適正人数とはどういったものなのかお尋ねいたします。

次に残業時間と職員数の因果関係はあると思いますか。また、残業を減らすにはどうした対策が必要かお尋ねいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

砂場議員の1点目、役場職員の現状についてのご質問にお答えいたします。

現在、我が国は人口減少社会に直面しており、人材不足は地方公務員を含む多くの業種で共通の課題となっています。本町でも新規学卒者や社会人経験者の採用が難航しており、特に専門職の確保が厳しい状況です。令和7年4月1日付けの新規採用予定は、一般事務職2名、土木技術職1名、保健師1名の計4名です。

現在の機構を職員定数条例の規定に当てはめた定数は70名となりますが、現在の定数内職員は正職員数57名と再任用職員2名を加えた59名となります。派遣中の職員2名を除くと実質的には57名であり、令和6年度末には4名が退職予定です。適正な職員数は、業務内容や負担状況を考慮し、56名に若干の余裕を持たせた人数が望ましいと考えています。

近年は新卒者採用と社会人採用を併用してきたこともあり、30歳前後の年齢層で経験の浅い職員が多く在職しています。

現在20代以下の職員が少ない状況は議員ご提示の資料のとおりですが、令和7年度採用後では40代21名、30代14名、20代以下13名となり、徐々に均衡が図られてくる見込みです。

小規模自治体では1人の職員が多くの業務を担当するため、専門知識を持つ職員も重要ですが、多様な知識を兼ね備えた万能な職員がより求められています。業務の多様化やデジタル化への対応、部下育成などにより、特に係長クラスの職員に業務負荷がかかっていることは認識しているところです。

残業時間と職員数の充足には因果関係があると考えられますが、残業時間を削減するには、適正な人員配置と併せて職員のスキルアップによる全体の能力の底上げを図ることが重要と考えます。

また、職員の意識改革も必要であり、業務改善による効率的な働き方を推奨することや、残業時間を減らす意識を持つことが求められています。

繁忙期のほか、イベントや突発的な業務対応など、残業がやむを得ない場合もあることから、残業自体を否定するものではありません。

今後も適正な人員配置と優秀な人材の採用に努め、各種研修の活用による育成を図りながら、職員の成長を支援し、働きやすい職場環境を整えてまいります。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは再質問ございますか。

砂場議員。

○1番（砂場明君）

答弁ありがとうございました。

まず最初の、来年度の新規採用ということで、一般事務2名、技術職1名、保健師1名の4名、今年度の最初も複数名、また来年度も複数名ということでやっぱりこの役場職員の人数を増やしていくといいでしょうか、現状維持していくために複数人入れていくことはいいことだと思っております。

先日、現役の高校2年生、今度3年生になる子どもとちょっとお話したのですが、今度3年生になるなど。就職とか進路は決まっているのかとお尋ねしたところ、札幌の市役所を受けたいという話をその子がしておりました。おすごいなと話をして、そこはどのような経緯といいたいでしょうか、どういうふうそこに決めたのだという、やはり自分の思いもあったのですが、進路指導の先生とお話していく中でそういう経路にたどり着いて挑戦させてもらっているという話を聞いたのですね。

確かに今人材不足で就職といいたいでしょうか、人材を集めるのも本当に大変な作業だと思いますが、大学のことは僕もちょっとわかりませんが、高校に関してはそういった進路指導の先生とのコミュニケーションというのが必ずあると思います。自分の進路を高校1年2年のときにビシッと決められる高校生はそういないのではないかなと。だから、今後の新規採用という枠を考えたときに、その各高校の進路指導の先生とパイプを作るとかそういうこともこれからは必要ではないかと思いますが、そこはどのようにお考えでしょうか。それがまず1点。

2点目の人数に関してですが、多すぎると当然経費もかかりますが、今の現状はやはり多いとは思えない。町長の答弁の中にも、56名に若干の余裕を持たせた人数が望ましいと考えているという答弁もございました。本当に今のご時世といいたいでしょうか、昔の話をしてはいけないのですが、職員や民間の会社員が、その会社、職場に骨をうずめるというのは今ではちょっと考えづらい世の中にもなっています。

テレビを見ていますと、本当にCMの中で転職サイトやら、そういう転職のことを促すようなCMがたくさんあるなどということで見させてもらっていますが、今いる職員の人たちにはこれからも頑張っていたきたいなという感覚はございますが、しかしこればかりは、その方の人生ですのでどうなるかわかりません。

実際に浦臼の現状を考えてみても、ここ六、七年ぐらいでは大体年に1人ぐらいのペースで退職されているような気がします。もちろんその理由はさまざまではございますので、一概にこうした方がいいという解決策はございません。ですから、もし退職者がいたときにやはり円滑に進めるためには若干数の余裕というのを持たせたほうがいいという考えは適正と捉えますので、この枠を今後どのように考えていくか、どのように増やしていくか、または本当は退職することは考えたくありませんが、そういうときにきちんと次に繋がる人材を育成するかという、難しい岐路に立たされていると思いますので、まずはその人数の方からしっかりとこれぐらい必要だという計画を持って今後もやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと残業時間のことに関しては、やはり因果関係は多少あると思いますが、適正な人材配置と併せて職員のスキルアップによる全体の能力の底上げを図ることが重要と答弁にございました。この残業ということ、僕も残業自体を否定する人間ではございません。催事とかイベントがあるときに、もしくは突発的な会議があるときにその用意をしなければいけないという残業は必ずあるとは思いますが。問題として感じているのは常態化された残業といいたいでしょうか、毎日の業務の中で取りきれていないところのために残業する、それが一番減らしていかなければいけない現状かなと感じます。

今、民間企業では、例えば週3日制ということが出ている企業もございます。この週3日制に関しては皆さんどういう仕組みかご存じであると思うので割愛をさせていただきますが、それが先月の新聞ぐらいに公務員でも検討を始めるという記事も拝見いたしました。この週休3日制がいいか悪いかはちょっと別の話としまして、しかし今後働き方という意味では、やはり残業を少なくしていく環境、それとお休みといましようか、週休3日制も含めた休みの環境を議論していかなければいけないのかなという気にもなっております。ですので、通常のリ残業が多い中ではその議論にすら達しない現状だと思っておりますので、この限られた人数の中で今後の働き方改革、職場環境を考えていく上では、この残業時間というのは大変重要な話にもなっていくと思っております。

また、スキルアップということもございました。確かに素晴らしい人材がいれば残業が減るのかという話にもなるかとは思いますが、でも実際にそれが全てではないと思っておりますし、その職員の能力が、ちょっと言い方に語弊があったら申し訳ありませんが、職員の能力によって時間外が増えるという考え方は、僕は肯定して欲しくないと思っております。

皆さん一生懸命しっかり真剣に取り組んだ結果の残業だったり働き方だと思っておりますので、やはりここは、今のところはスキルアップを図ることも重要とありますが、やはり人数をそろえることで残業を減らすことができれば、例えば再任用職員、会計年度任用職員等々を利用しながら、働く環境の人数を増やして残業を減らしていくということも必要かと思っておりますので、その辺も検討のほどよろしくお願いいたします。

以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

3点ご質問いただきましたのでお答えいたしたいと思っておりますけれど、すぐに解決できる問題ばかりではありませんので少し足りないかもしれませんが、今の現状でお話しさせていただきます。

まず進路指導の先生とのコンタクトといいますか、接触を図られてはということですが、高校生に対してのそういう動きは今までも多分したことはないかと思っております。

ただ、私が副町長時代に、大学のそれこそ専門職ですね、技術職を探しているときに大学の進路指導に伺いまして、お願いをしてきたという経過はございます。まだ高校までという意味では行ったことはありませんし、頭にもなかなかなかったところでもございますので、ちょっと内部で話させていただきたいと思っております。

次に人数の確保ということですが、これ、2番目3番目は多分関連事項かと思っております。無尽蔵にという言葉が出ておりましたけれど、さすがに無尽蔵に職員を確保するということはできません。当然必要な数は確保しなければいけないのですけれど、どうしても経費なりコストという面も出てきます。

私たち小さな町は特に交付税に頼って行政運営をしているところが大きな部分で

もございますので、職員数に応じて交付税が増えるかということとそんなことは全くございませんので、当然いただいた中と、それと税収、それらを合わせた中での行政運営を行っていかねなければならないところでございますので、どうしても多め多めという考え方にはなかなか来ないのが現状でございますので、そのいただける経費の中でどこまで採用できるかという部分を考えて今後とも進めなければいけませんし、先ほど申し上げた56人プラスアルファという形で、現状に見合った形での職員採用に努めていきたいと思っております。

採用と残業との関係性は当然あるかと思っておりますけれど、私たち理事者サイドとしてはやはり職員のスキルアップも当然期待したいところでございますので、両方合わせて何とか今後取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

砂場議員。

○1番（砂場明君）

ありがとうございます。

今町長が言われたとおり、やっぱり悩みといえましょうか問題はありますと思いますが、本当に今すぐ解決するものではないと思います。でも長期的に考えて今から手を打たなければやはり大変なことになると思いますので、その辺をしっかりとお願いいたします。

それと関連性があると思っておりますので再々質問といたしますが、今現在、定年制度が変わりました。それで定年制度が変わって、今までは60歳を迎えた人は辞めることを前提に、再就職の希望があれば再雇用するというシステムだったのですが、定年制度も変わって、それが今2年に1年ずつ伸びていって最長で65歳まで定年が伸びることとなります。

しかしながら60歳を超えたところから、階級で言えば4級の職になるのかね。それで課長職にとどまることはなかなか難しい現状で、今度は何かといえましょうか、いることが前提となって、そのあと辞める方も当然いるかもしれませんがそのまま定年制度を全うしてくれる方もいると思います。何を聞きたいかといえますと、そうやって制度が大きく変わって今の年齢構成でいくと2年後ぐらいからそういう方々がこの町にも登場してくるのかなと思いますので、マニュアル化とまではいきませんが、今後こういったタイミングでその方に60歳以上の継続といえましょうか、働く環境といえましょうか、そういうのをリサーチしながらやっていかなきゃいけないのか、あまりにも早すぎるとやはり困るところも出てきますし、近々だとそれもまた部署を用意するのも大変なことになっていくと思いますので、ある程度の余裕を持たせた聞き取り調査といえましょうか、そういうところで、とにかく60歳を迎える方々の意思がしっかりと活用できるような職場づくりといえましょうか、働く場所を作ることもこれから大切になってくると思います。

ですので、先ほど言いましたが、マニュアルとは言いませんけど、いつどういう感

覚でスケジューリングをするのかは決めていった方がいいと思いますが、まずその1点いかがでしょうか。

それと、これは本当に単純な疑問としてなのですが、先ほど言ったとおり60歳を過ぎたときに階級が下がるといいたいでしょうか、そういう現状に繋がるのですが、町の職場の中に事務局長という方がこの町にも2名おられます。

その事務局長は役場の中の、当然各課長職と同等の扱いを受けているという認識ではいますが、60過ぎた後の話も基本的に事務局長は例えば議長だったり教育長が設置して、そこが任命することになっているのかなと思うのですが、そこもやはり60過ぎた後に事務局長も付けなくなるのかがちょっと質問を考えたときの疑問になりますので、そこもわかれば聞きたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

城宝課長。

○総務課長（城宝睦巳君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、60歳を迎えると、いわゆる役職定年という形になります。その時点に際しまして、その後の勤務を継続するか定年退職するかに関しましては、その時にヒアリングさせていただくというのが義務付けられておりますので、ここで確認をし、以後、毎年1年ずつその意向を確認していくという流れになってくるかなと思ってございます。

当然、先ほどからの質問にあります採用の状況にもよりますけども、この制度につきましては年金支給年齢とのつなぎという部分も当然ございますが、これまで培われてこられた知識ですとか技能といった部分を継承していくという面もございまして、その点に関しましてはヒアリングを通じて、その時その時の状況に応じて活用させていただくという形で考えてございます。

1点目につきましては以上でございます。

○議長（小松正年君）

はい。

石原副町長。

○副町長（石原正伸君）

2点目のご質問にお答えいたします。

役場職員の中で各部局といいますか、教育委員会であったり、議会事務局であったり、農業委員会事務局であったり、そちらの方に配置されている職員はございまして、それぞれ身分は役場職員からそちらに配置されているということで、例えば事務局長という役職に関しましては6級の課長職と同じ扱いになってございます。その方が仮に60歳の定年、もしくは延長された定年のタイミングでなりますと、同様に役職定年という扱いになりますので、そのまま残るのかそれとも1度部局に戻って再配置されるかはちょっと人事の関係がございまして、また新たな人材がそこに配置されるというような認識でよろしいかと思っております。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは、2番目の質問をお願いします。

○1番（砂場明君）

続いて2点目の質問をいたします。

浦臼町下水管の現状ということで町長にお尋ねします。

過日、埼玉県で道路陥没事故がありました。原因としては下水道の腐食による陥没とのこと。また、下水道管の寿命が50年とされているのに対し、50年未満での事故となりました。

その後、国土交通省が大都市の下水道管緊急点検を通達したところ、埼玉県内で3件の異常が見つかり、下水道が原因ではないが、道路下に補修の緊急性が高い空洞が6か所見つかったと聞いております。

こういった事故が起きますと浦臼の状況を気にする住民も多いと思い、今回質問に至りました。

浦臼の下水道事業はまだ歴史も浅く、埼玉県のような大型管があるわけではないと考えられます。今すぐ事故が起きるとは思いませんが、地中にあるということもあり状況がわかればいいと思います。

そこで町長にお尋ねいたします。

浦臼町の下水道事業は何年に開業し、何年経過していますか。

これまでに下水道管の点検は実施されていますでしょうか。また、点検されていれば頻度と方法は。

3番目、腐食等の心配はないのかお尋ねいたします。

○議長（小松正年君）

答弁を願います。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

砂場議員の「下水道」に関するご質問にお答えいたします。

埼玉県八潮市において1月末に発生した道路陥没事故についてでございますが、走行中のトラックが転落したことに加え、地中のガス管が破損する恐れがあるとして、住民に避難勧告を出すとともに下水道の使用自粛が求められるなど、大きな影響が発生したことは記憶に新しいところです。本町の下水道施設につきましても、すぐさま状況を確認し、安全を確かめたところでございます。

さて、ご質問の1点目、浦臼町の下水道事業に関するものでございます。

本町の下水道は2002年（平成14年）に供用開始され、その後23年が経過しておりますが、比較的新しい施設と言えます。

次にご質問の2点目、下水道管の点検の状況に関するものでございますが、下水道施設の維持管理については、毎年度の維持管理業務を外部委託により行い、町内のマンホールの約半数を開放点検しております。マンホール内部の管口、マンホールと汚水管の接合部でございますが、そこや流下状況、外観の異常の有無を確認しており、

2年ないし3年で全てのマンホールを点検することにしております。

次にご質問の3点目、腐食等のご心配についてでございますが、平成27年に改正された下水道法では、維持修繕基準が創設され、特に腐食の恐れが大きい排水施設については、5年に1度以上の適切な頻度で点検を行うことが義務付けられています。本町におきましては、それに該当する箇所が2か所ありますが、業務委託により毎年点検しているほか、令和5年には専用のカメラを用いて点検を行い、異常がないことを確認しております。

下水道事業につきましては、流域下水道事業も含めて適切な維持管理が求められ、そのためには多額の費用がかかるなど財政的な課題が伴いますが、将来にわたり、町民の皆様安全で良質な生活環境を提供していくために、引き続き努力をしてまいります。

以上です。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

○砂場議員

ありません。

○議長（小松正年君）

それでは、11時15分まで休憩といたします。

午前11時 5分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（小松正年君）

時間前ですけれども、全員おそろいですので会議を再開いたします。

それでは、一般質問の続きを行います。

発言順位3番、中川清美議員。

中川議員。

○5番（中川清美君）

令和7年第1回定例会において、町長の方に1点質問をさせていただきます。

ヤンマーアグリジャパンとの連携協定の今後ということではありますが、農業を巡る環境は、ここ数年の間に目まぐるしくIT化が進み、大きな変革が起きています。

今、町内の若手農業者も時代に即した技術を導入し営農されています。町においても農業活性化支援事業補助金が創設され、スマート農業の振興と活性化に向け、本町農業に大きな成果を上げているところに対して高く評価をするところであります。

町長はさらなる高みを見据えて、昨年11月にヤンマーアグリジャパン株式会社北海道支社とスマート農業の普及に向けて協力連携協定を締結いたしました。

このことは道内自治体では初めてのことで、私もより一層スマート農業の加速を期待できるものと確信しているところです。

協定の内容といたしましては、スマート農業の普及やICT農業関連機器の導入拡

大を見込み、講習会や農業者の声を聞き新たな取り組みを検討するとのことですが、さらに時代を見越した取り組みが求められるのは必然でありますので、連携協定における今後の取り組みや目標について伺いたいと思います。

○議長（小松正年君）

答弁お願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

令和4年度より、ヤンマーアグリジャパン株式会社北海道支社浦臼支店のご協力をいただき、オートコンバインの実証試乗会、ドローンオペレーターライセンス取得講習会、最新鋭スマート農業機械の実演実証、農薬散布用ドローンの安全講習会の実施、ハウスセンサーや水田センサーの実証など、さまざまな取り組みを当町と連携して行ってきました。この取り組みを通じて先進的な技術に触れたことで、多くの農業者が町の農業活性化支援事業の利用につながったものと考えています。

内訳といたしまして、令和4年度から6年度までの間に自動操舵補助システムの購入が12件、農薬散布用ドローンの購入が7件、GPS機能付き田植機の購入が16件、水稻直播機の購入が2件でございます。

これらの実績を受け、更なるスマート農業の普及拡大と地域農業の振興のため、昨年11月27日にヤンマーアグリジャパン株式会社北海道支社と協力連携協定を結んだところでございます。

この協定に基づく今後の取り組みについてですが、令和7年度は昨年同様に衛星画像のAI分析による栽培管理システム「ザルビオフィールドマネージャー」を水稻での実証に活用する予定です。AIによる生育ステージ予測や障害リスク予測、施肥、水管理の推奨など、近年の気象変動を踏まえた栽培管理や減農減肥に有効な方法であり、農業者の作業支援につながるものと考えています。このほか、ぼたんそばの生育安定のため、透排水性の改善に向けた取り組みについても実施を検討しているところです。

現在、農業は多くの課題に直面しており、特に担い手不足による経営面積の拡大が深刻な問題となっております。経営面積を拡大し、効率的な生産体制を構築するためにも、農業者の皆様からの意見を聞きながら、ヤンマーアグリジャパン株式会社と連携し、今後もスマート農業技術の実証や地域課題の解決に向けた取り組みを進めてまいります。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは再質問ございますか。

中川議員。

○5番（中川清美君）

ただ今、いろいろ答弁を聞かせていただいた中で、非常にIT化またICT化も進んでおりまして、我々の年代にしてみたら本当についていくのがやっと、ないしついていけないのが現状でありまして、今の若手農業者はその辺に敏感に対応してすばら

しいものだなと、これからの農業には大きな変革が来るのではないかなと感じているところでございますが、私達の目から見ると、やはりこういう情報提供というのは必要だと思うのです。

それなりにしっかりと情報提供された、圃場がこういった形になるのかという、そういう形で見えることも大事ではないかなと思っています。

情報ばかりこう提供していくというのも、それも手法であろうかと思えますけれども、ここは全道的なモデルとして、ヤンマーと提携をして浦臼町においても実証圃に取り組む考えが必要ではないかなと。

これからはまた、ザルビオだとかいろいろありますが、今、若手農業者の中においても経費・労働力削減のために密播、種をいっぱいまいて田植えに使用する箱の枚数を減らすとか、密植栽培によって箱枚数を減らす、または直播による労力の削減等、いろいろな方法で取り組んでいるのが現状であります。ぜひそういう実際目で確認できるような実証圃も、町の方でどこか若手農業者に選定をして作っていただいて、そこで目で見ながら講習するというのが、これからのICT化に向けての情報と実情を目で見ることでさらに効果が出てくるのではないかなと思いますので、ぜひそういった展示圃の実施も含めて考えられないか、それがまず1点であります。

2点目なのですが、今回のヤンマーとの取り組みも大変効果があるものと思われませんが、その効果をまたさらに大きくするためには、しっかりとした圃場が必要になってくるのです。

町長もいろいろと1期目の公約の中にも、国営の基盤整備も含めた中で実施していきたいというような公約もされておりましたが、私も改良区の立場からも当然携わってきたところですが、いかんせん大きな課題が出てきて、なかなかすぐには取り組めないというような状況でもございます。おそらく今後早くても15年20年、国営の基盤整備にはそれぐらいの時間がかかるのかなと思っていますところでありますが、今回のこのICT化だとか、そういった情報だとか機器があっても、実際に使う圃場が小さいとか不慣れた圃場であるならば、その効果は十分に発揮されないような欠点もあるのです。しっかりとそういうような、これからの時代にふさわしい農地がやっぱり求められているのです。

そこで農家は今現在、基盤整備等がまだ実施される見込みがない中、自費で基盤整備を進めて大きく圃場を作ってきているところでもございまして、それにはおそらく反当18万から20万円がかかってくるわけです。

そういった中で農家にそれだけの財源を絞り出すというのは本当に大変なことなのです。顧みますと、コロナのときに米価が1万円そこそこという非常にきついときがありました。そのときに若手農家も大きな負債を残して営農していたところでもあります。昨年の米価の回復によってそれなりの償還はできたのかなと思っておりますが、その時の償還の財源に昨年の米価の利益分は取り崩されたというような状況で、これからの土地に対するさらなる投資が非常に厳しくなっているところでもあります。また、さらに今まで機械投資ができなかった分、昨年の米価上昇についてやっと機械の更新も昨年始まったところでもありまして、今後土地に対する投資というのは

なかなか本当に厳しいような状況でもあります。

そこで、今回のICT化に対して、しっかりとした圃場も作っていかねばいけないので、今後町の方で基金等を作って基盤整備を支援できないのかと考えるところでございますが、その財源については、おそらく昨年の米の収入の増加により今年の所得税が大幅に見込まれてくるのではないかなど。また、今年の米価についても想像の域ですが、それなりの値段もつくのかなというところでありまして、当然その所得が上がれば所得税も町民税も上がってくるということでもありますので、その農家が納税した税金を積み立てて、それを財源として今後基盤整備の方に対して補助ができないのか。その点、しっかりと考えていただきたいというのが第2点。

それと今後ICT化が進むわけですが、その基礎となる衛星電波、GPSの電波がしっかりと確保されなければ全くもって用を足さないことになるので、現在においては、奈井江の方でRTKの基地局がありまして、そこで浦臼町の方の電波も拾ってやっているとありますので、当然、将来的には必ず浦臼町にもRTKの基地局は必要になってくると考えております。概ね聞いたところによりますと、私も大分前ですけれども一般質問しましたが、1基50万円程度で建つというような状況でございます。今、これから物価も大分上がっておりますが、おそらく町においては3基ぐらいあれば完全網羅できるのではないかなと考えていますので、その辺も含めて今後の基地局の考えもお聞き願いたいと思います。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

質問にお答えいたします。

まず実証圃の話なのですが、今ちょっと議員の方から初めて聞いたようなお話なので、非常にいいことだと思っておりますが、まだ打ち合わせ等をしたことないような状態です。将来的にどうなるかわからないのですが、そこも含めて検討を進めてまいりたいと思います。

それと2点目の基盤整備の件なのですが、基金を積んで実施してはということなのですが、今の基盤整備というのはやっぱり系統的にやるということが考えられますので、きちんとした事業に乗って行った方が、圃場全体がよくなるのではないかとこの考えもでございますので、そこは改良区さんと相談しながら検討していきたいと思っております。

RTKの、最後のGPSの関係ですが、これについても若手農業者と町長の懇談会みたいなものがありまして、そこでも話が出ておりますので、今、その辺についても検討しているところでございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

中川議員。

○5番（中川清美君）

実証圃は今後に向けてぜひ検討して実施していただきたいと思っておりますし、若手農業者の方からもRTKについての必要性が出ているということで、是非ともそれは汲んでいただきたいと思っております。

基盤整備のことなのですが、いずれは系統的に実施しなければならないのでそれまでということなのですが、そうすると本当に先ほど言ったように、15年20年はもう時間がたってしまうのです。であるならば、系統的にやるときには面工事と用水、排水も一緒に3点セットでやるのが系統的な基盤整備だと私も考えています。その間、15年20年の間に、とりあえず自分の土地の面工事だけを行って規模拡大しておけば、その間十分に機能を果たしていけるのです。

15年20年たったときに、そこで初めて用排水を含めた基盤整備をしていけば、全然問題はないのかなと考えるのです。とりあえず今は、農家は個人的に自分の土地だけの面積の規模拡大といえますか、集約を果たして面的なもので、今皆さんがやっているのが基盤整備でありますので、それについてはやっぱり18万から20万円、反当たりはかかるのです。

その中で一部を補助していただければ、国営でやるかやらないのかは別ですが、系統的な基盤整備をするまでに対処できれば、そこで十分費用対効果も現れると思っておりますので、ぜひそういった方向で考えていただきたいというのが私の考えです。

よろしく申し上げます。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

一般質問の文章の方からは読み取れない要望等もございますので、その辺りも若手農業者の方から出た話でもございます。すぐ答えられるお話ではありませんでしたので、考えさせてもらうというお話でしたけれど、当然大きな経費がかかる事業にもなりますので、改めまして検討させていただきます。

○議長（小松正年君）

それでは、発言順位4番、柴田典男議員。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

令和7年第1回定例会におきまして、本日私は町長に2点の質問をさせていただきます。

1点目、外国人就労者の現況について質問をしたいと思っております。

近年、多くの事業所において労働者不足が顕著になってきたように思われます。それはさまざまな業種に及んでおり、事業の継続に支障を来す事態まで心配される問題となっています。

介護事業所をはじめとして国内の労働者不足により、本町においても外国人労働者に頼らざるを得ない状況になってきていると思われます。

多くの外国人労働者の方は、雪も見たことがない南国の方々とお聞きしており、慣れない生活にストレスを感じ、就労に支障をきたさないようにしていただきたいと願うところであります。

そこで次の2点について質問します。

外国人就労者が勤めている事業所の数及び人数はどのようなものなのですか。

2点目として、現在あるいは今後に向けて、町としてのサポートはありますか。以上です。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

柴田議員の1点目、外国人就労の現況についてのご質問にお答えいたします。

近年、労働力不足が多くの業種で顕著となっており、特に介護事業所をはじめとする各事業所では、その影響が深刻化しています。この問題は浦臼町に限らず、日本全体で社会問題として認識されており、2024年問題に象徴されるように、今後もこの傾向は続くものと考えられます。

まず、町内事業所における外国人就労者の数は、住民登録の状況や聞き取り調査で町が把握できる範囲ではございますが、介護事業所ではミャンマーから2名が技能実習の在留資格で勤務しており、インドネシアからは6名が特定技能の在留資格で、合計8名の方が就労されています。また、飲食店には中国から1名が技能の在留資格で就労しており、ALT（外国語指導助手）としてオーストラリアから1名が教育の在留資格で働いています。さらに、建設業ではミャンマーから3名が技能実習の在留資格で働いておりますが、これらの方々には町外に居住されています。

次に、町としてのサポートについてですが、雇用している事業所が実施する生活支援により、現在のところ町内において外国人就労者に関する問題は顕在化しておらず、具体的な支援は行っていません。

しかしながら、今後、町内に居住する外国人就労者やその家族が増加した場合には、日常生活や日本語学習などの面で支援体制を整備する必要性が出てくる可能性はあると考えられます。

多くの外国人就労者が居住する自治体では、生活支援を通じた地域住民との共生や、災害時における情報伝達の多言語化など、地域からの孤立を防止する取り組みも行われています。

今後、本町においてサポートの必要性が生じた場合には、どのような支援が必要なのか雇用主である事業所と協議の上、具体的な検討を行ってまいります。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは再質問ございますか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

私が今回このような質問に及んだのは、二、三年前ですか、ブドウ園にいわゆるベトナム人であったりという方々が就労されるということで、人材不足というのはこの田舎にまで及んできたのだという感覚がありました。今、本当に農業についても人材不足ということで、例えば施設園芸をやっているところでは外国人を頼らないといけないという現状もあるとお聞きしています。

それで、例えばある町でトマトの共選場の視察に行ったことがあるのですが、100名近いパート従業員のほぼ全員が中国からの季節労働者ということで、その対応をしている町も現実で見えてきました。

介護事業所の方々はとりあえずそういう施設があるということで、今現状で入っています。ご存じだと思うのですが、それで、建設業のところでも今3名の方が働いているのですが、今年度もまた新たに人材を求めに外国人を求めに行くそうです。増えますということでおっしゃられていました。

現在、その建設業は滝川から通っていらっしゃるということで、滝川の近所に一軒家で、やっぱりシェアハウスで住んでいるのですね。例えばブドウ園に入った方も確かシェアで入居していたと思うのですが、やはり外国人就労者の皆さんに話を聞くと、ほとんど仕送りに回したいそうで、家賃に多額のお金を払うわけにはいかないらしいです。これから本町でもっと増えていくような気がします。

例えば人口減少の中で、もう少し町の人口を増やしたいという町長の気持ちにもあった中に、やはり町内で在住しながら就労していただければ一番いいのではないかなと思いますので、再質問でちょっとお伺いしたいのですが、例えば公営住宅、いろいろ住宅があるのですけれども、そういう相談を町に受けられたときに、いわゆる外国人が町に入りたい、それでどこか住むところを町としてどのように提供していただけるのかという質問を受けたときには、どのような対応になるのかお伺いしたいと思います。

外国人1人で住むと家賃が非常にかかるので、やはりシェアの中で住みたいと考えると思うので、その辺はどうでしょうか。

○議長（小松正年君）

城宝課長。

○総務課長（城宝睦巳君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

相談があった際には、とりあえず国際部門を担当しています総務課の方で対応しようかなと思ってございます。

公営住宅というお話がございましたけれども、公営住宅の制度上、シェアハウスというのを認めていないということになってございます。このため住宅を探しているようなご相談があれば、恐らくですけれども旧職員住宅、いわゆる町有住宅をご紹介する流れになろうかなと現時点では思い当たるところでございます。

過去には鶴沼ワイナリーの方で勤務されていた方々につきまして受け入れた実績がございまして、ここにつきましては会社の方で住宅を契約していただきまして、その上で入居していただいたという経過になってございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

再々質問になりますけれども、ありますか。

○7番（柴田典男君）

結局、言葉もわからない中でこういう田舎に住みまして、雪も見たことがないので、町の生活の中で一人暮らしが大変になったときに、そういう対応を全てその事業所任せにしているものかどうかというところで質問を起こしたので、今、現実で浦臼の町にすぐ外国人労働者がいっぱいになるような状況は確かにないのですけれども。介護事業所もやっとミャンマー人を雇って、ぎりぎりの対応の中で職員がいると、それでも足りなくて今回施設にカメラ設備を確か導入したはずで、職員の減少に対応している現状があるようです。

建設業の方も滝川に一戸建てを借りてシェアハウスで、その方々は車で浦臼まで通えるので今のところ大丈夫なのだけれども、そういう方々がやはり浦臼に住んでもいいなと思えるような環境になっていけばいいのではないかなと、今回思ったところがありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

特に再々質問等はいいです。

○議長（小松正年君）

それでは2番目の質問をお願いいたします。

○7番（柴田典男君）

それでは町長に2点目の質問をさせていただきます。

道の職員派遣制度の活用ということで質問させていただきます。

過去に2回、令和3年第3回定例会、昨年年第2回定例会において同様の質問をさせていただきました。今回、進捗がないこととその答弁に納得ができないため再度質問いたします。

令和3年は早期に取り組んでいきたいと答弁をいただいております。

昨年の答弁では、経験が少ない職員が多いことと、また、各種研修事項を勧奨するなど他の手法を活用し当町の体制が整い次第、派遣を実施したいと答弁されております。体制が整い次第とは、どのような状況を想定しているのか伺います。

この制度は協業関係に立った円滑な地方行政の推進、道と市町村等の職員の行政能力の向上を目的として実施されているものであります。

道からの派遣は内容によって10区分されており、町から道への派遣は2区分の枠組みがされています。職員の資質向上はもちろんのこと、道との連携強化のために町にとって大きな成果を期待できるものであります。

実施市町村は、令和6年度は道から市町村へは92名、市町村から道へは51名の派遣が実施されています。その内、近年増えているのが「若手職員の実務研修のための実務研修」という項目に39名が派遣されています。

限られた職員数で十分な行政サービスを進めていくことは大変なことです。それによってコンサルに依存せざるを得ないことも理解しています。ですから、執行方針の項目にもある道の駅開発や、新規就農受け入れ実現に向けた取り組みを、道からの地

域振興派遣の項目による職員の養成を行い、専門の経験と知恵に頼ってもよいのではないのでしょうか。

町長の裁量に期待しますが、いかがでしょうか。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

柴田議員の2点目、道の職員派遣制度の活用についてのご質問にお答えいたします。

まず、北海道と市町村の職員交流制度についてですが、当町でも派遣を受ける側として地域振興派遣の実績があることは、議員もご承知のとおりでございます。

この制度は、地方行政の円滑な推進や職員の行政能力向上を目的としており、派遣を受ける側とする側の双方にとって有効な取り組みであると認識しております。

昨年第2回定例会における議員への答弁後、7月10日には空知総合振興局へ出向き、局長及び地域創生部長と地域振興派遣及び相互交流について協議を行った経過がございます。この協議において、道側からは職員の年齢構成上、中堅職員が極端に不足しているため、市町村からの要望に応じた主査、主幹級の職員を派遣することが難しいという現状が示されました。

議員のご質問にもございました「地域振興派遣」においては、本年度2名が空知管内の自治体に派遣されておりますが、いずれも道職員としてまだ経験の浅い20代の職員が派遣されており、コンサルへの依存から脱却できるような専門的知識を持った人材の派遣を受けることは、かなり難しいと判断しております。

協議において確認された内容は以上でございますが、もう一方の「実務研修」につきましては、若手職員の育成や道との関係構築など派遣により得られるプラス面の効果を、過去に派遣された者として十分認識するところでございます。

現状においては、砂場議員のご質問に対する答弁で申し上げましたとおり、余裕を持って送り出せる職員体制ではございませんが、令和8年度の実施に向けて道に対し要望を行ってまいります。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは再質問ございますか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

先ほど砂場議員も、現状の本町の職員体制について心配しておられた質問がありました。

私も将来、やはり人口減少がこれからどんどん進んでいくという中で、やっぱり職員に求められるサービスの質というのは変わっていかないと思いますので、頑張っていくこれからの職員の負担がさらに増えていくのではないかなと心配するところなのですが、やはりその中で、いわゆる道とのパイプをもっと、現状よりは絶対太くし

ていかなければいけない。

それで相談事についても、やっぱり1年2年の研修の中でそれぞれの職員とのパイプを持つことによって、将来、そういう職員がまちづくりをこれから担っていくときに、大きな財産として残っていくものだと思うのですね。

いろいろな、派遣された職員の言葉が残ってしまっていて、「市町村は限られた人数で多くの仕事をこなさなければならない。道は担当事務を細分化し、専門化されている。人事交流は本人の経験や能力開発はもちろんですが、それぞれの組織の活性化に寄与しています。」これ、職員が派遣に行った後の感想です。振興局から派遣された職員の言葉なのですが、「振興局では市町村が抱える共通の課題について意見交換会を開催しているが、課長職等を参集範囲としているのが多く、担当者の若手職員を対象とした意見交換会や勉強会を開催し、職員の資質向上や情報交換の場になればいいと思っています。」という言葉です。

だから結局、道の職員も互いの顔が見える関係をやはり作っていきたいなと思っているのですね。

この町の役場内だけの業務にとどまらず、さまざまな仕事をすることによって、やはり能力向上、スキルアップは図れるものだと絶対思うわけです。

今年度はもう、申し込みは確か夏の終わり、9月頃だと思うので絶対無理なのですが、来年度に向けてやりたいよということですので、そこはありがたく進めていただきたい、行っていただきたいと思うのですけれども。町長答弁の中には道の方も人が少ないのだよと、だからそう簡単に派遣できませんよという言葉があったのですが、でも実際に昨年度、道から市町村へ行った先ほど10項目あるうちと言ったのですけれども、自治法派遣というので22名、相互交流で13名、地域振興派遣という項目で33名、これは一部です。中には財政再生派遣というのもあるのですけどね。合わせて実際92名で、実際に自治体の振興を中心ということになると、60名前後がもう派遣されているのですよ。

振興局は今人材少ないのですよというのは、それは多分、いわゆる町に対する優先順位への言い訳ですよ。だから普段日頃から町が振興局なり道なりと、パイプを持って連携をとってという立場をずっと続けていけば、そうですか、浦臼はこういうことですねと、やはりそれなりの対応はしてくれると思うのですね。日頃から道と繋がりを持つこと、そこが大事ということですよ。だからそのきっかけを早く作っていきませんか、ということが今回の言葉です。

地域振興派遣は、地方創生の推進など、道と市町村の緊密な連携による地方振興のための派遣ということで、道からは昨年度33名ということなのですが、調べてみると意外と空知は少ない方ですね、道の中で。だから、もっと空知の市町村が積極的にこういう事業に対して取り組んでいくべきなのだと思います。

市町村から道へ行っている人数は、去年は少なくても12名です。以前、5年ぐらい前は35名からいたのに、昨年ちょっと減っているのですけれども、増えているのが実務研修、いわゆる若い人たちが道に行って、町長も若い頃経験したと思うのですけれども、やはり絶対勉強になったと思うのですね。その辺で積極的に、例えば理事者が、

あなたが行ってきなさいというのものもあるのかもしれないのですが、例えば職員に行ってみたいものはあるかということで、例えば私が行きたいですという職員がもしいたら、積極的に進めていてもらいたいなと思います。

そこで確認の町長の答弁をいただきたいのですが、いわゆる人事交流というのはやっぱり町長のいろんな判断材料で、いろいろあると思うのです。道だけではなくて、今金町なのですけど、農協と一対一の人事交流を始めている。結局、お互いに地元の産業について勉強しようと、農協は農協で役場に行つて勉強しようということで契約を結んだということもあります。

だから、いろんな職場に行つて経験する、そういう大事な時期なのだと思いますけれど。

町長、もう一度答弁をお願いします。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

私も平成9年でしたけれど、1年間空知支庁にお世話になりました、いまだに当時同僚だった人間とはいろいろお話をさせてもらっています。もう本当に上のクラスに上がっておりますので、いろいろな相談事もさせていただきますので、本当にそういう意味では全く無駄ではなかった1年間だったなと思っております。

そういう意味では若い職員にも、ぜひ行ってきていただきたいと思います。今農協の話が出ましたけれど、ほかにも例えばB & Gへの研修ですとか、この前ちょっと驚きましたけど、生協へ1年間2年間派遣するという研修もございまして、本当に全く畑違いなところに派遣されて、他の釜の飯を食ってくるというのが、もう本当に一般的に行われているのが現状だというのがよくわかったところでございます。

そんな中で、来年度に向けて職員の派遣を行いたいと答弁をさせていただきました。ただ、答弁の中にはまだなかったのですが、職員交流という言葉もちょっと出ましたが、職員交流につきましてはある程度の年齢ですとかスキルを持ったものを相互に交換するというのが前提になっているようですけれども、そのあたりも現状ではかなり厳しくなっているというのも振興局長の方からお話をいただいたところでございますので、若手同士の交流も、もし可能ならそちらの方もちょっと話をさせていただきたいなと考えております。

研修自体、本当に全く無駄にはならないものになると思っておりますので、今後、来年もし派遣することができましたら、それ以降も継続していくような形にできれば持っていきたいと思っております。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

○7番（柴田典男君）

ありません。

○議長（小松正年君）

それでは昼食のためにここで休憩とします。

再開時間を 1 時 3 0 分といたします。

午前 1 1 時 5 7 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

○議長（小松正年君）

それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問の続きを行います。

発言順位 5 番、野崎敬恭議員。

野崎議員。

○4 番（野崎敬恭君）

令和 7 年第 1 回定例会におきまして、防犯対策について町長に質問いたします。

現在、公営住宅の一部にカメラ付きインターホンが設置されていますが、多くの公営住宅にはカメラのないインターホンが設置されており、来客の顔が確認できず、ドアを開けることに不安があると住民の方から話がありました。

最近では、地方においても高齢者をねらったと思われる押し込み強盗、傷害、殺人など社会に不安を与える事件が頻発している状況にあります。

公営住宅入居者も高齢化しているため、入居者の方が安心して生活するために何らかの防犯対策はできないか伺います。また、広く町民に対しても防犯対策への助成などを検討できないか、お伺いします。

○議長（小松正年君）

答弁お願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

野崎議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、近年高齢者宅をねらった犯罪が多発しています。事前に電話で資産状況を聞き出し複数人で押し入る強盗被害や、悪質な訪問販売や点検商法で不安を煽り高額な契約を結ばせる事例が後を絶ちません。滝川警察署管内におきましても、未遂を含め、被害が報告されている状況にあります。

さて、ご質問の公営住宅の防犯対策についてですが、ご指摘のとおり、カメラ付きインターホンは不審者の侵入を防ぐだけではなく、訪問者を視認できるため、特殊詐欺の被害防止に大いに役立つとされています。しかし現在、町が管理している公営住宅 1 8 1 戸のうち、カメラ付きインターホンを設置している住宅は、昨年改修した中央団地の 8 戸のみでございます。

特に高齢者等に配慮した住宅である「ひばり団地」につきましては、カメラの付いていないインターホンを設置しており、来訪者と会話のみができる仕様となっております。最低限の防犯対策は取れているものと認識しておりますが、万全ではないことも理解しているところでございます。

今後は老朽化による住宅の改修に合わせて順次導入していく考えではありますが、

既存の公営住宅につきましては、整備当時の補助メニューに沿った形で整備を行っており、近々に取り替えることは考えておりません。そのため、希望する方につきましては、申請により住宅の様様替えを許可する方向で検討いたしますので、ご理解をいただきたいと思います。

公営住宅に限らず、地域社会の安全を脅かすこれら犯罪の防止に関しては、警察をはじめ各関係機関と連携し、最新の情報を基に地域住民への注意喚起を行うなど、地域ぐるみで協力して犯罪を防ぐ環境づくりが何より大切であり優先すべきことと考えておりますので、現時点で助成措置は考えておりません。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは再質問ございますか。

野崎議員。

○4番（野崎敬恭君）

私たちがひばり団地を政務調査で内見させていただき、間取りや照明、風呂、またドアにもインターホンが設置されており、風除もあり、かなりの部分で改善されて住みやすい住宅かなと見てきましたが、改善されている反面、入居者さんに議会議員さんも見に来たのだろうと、今まであったドアスコープ・ドアチェーンがなく、知人以外の人 cameたら顔が見えなくて怖いのだよと、改めて指摘されました。

プライバシーなどに配慮があると思いましたが、反面、町長にも理解をいただいたところではございますが、防犯面では顔がわからず、ドアを開けると止めようがなく、歓迎しない人には通じないと思ったところでございます。

やはり強い人ばかりではなく、特に高齢者には聞き慣れない声や見たことのない顔には、怖さを感じるなど思った次第でございます。

改修中の団地にはカメラ付きインターホンが付いているので、カメラ付きインターホンはなるべく早く標準化していただき、防犯面でも配慮していただきたいと思えます。まだ新しく、何十年も使う建物ですから、ぜひ住民の声を聞きとめていただきたいと思えます。

そこで、町長から答弁のあった中で、希望者には申請にて許可する方向で検討するとありますが、これは自費で付けてよいということでしょうか。また、モニターを付けて外したときには、住宅を明け渡したときにビスの痕とか修理などはどうするのか、また申請の周知はどのようにお知らせするのか、お聞きしたいと思えます。

答弁よろしくお願いたします。

○議長（小松正年君）

答弁お願いたします。

上嶋課長。

○建設課長（上嶋俊文君）

野崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

現状の様様替えというものは自己負担となつてございますので、既存の機器をしっかりと保管していただいて、自由にご本人様が取り替えていただくような形を現在、公

営住宅につきましてはそういうような形で考えております。

また、修理につきましては、既存ドアホン電話が多分宅内にございますので、その跡を利用した形で何か新たなカメラとかを付けることを想定していますので、新たにいろいろ住宅をいじるというところは、ひばり団地といいますかドアホンが付いているところについては問題ないと思いますけども、中央団地の古いところとなりますと、上の方に呼び鈴しかついておりませんので、それらについては多少改造が必要となりますけども、古いところは今改修計画持っていますので、修繕等については臨機応変にうまく対応していければと思っております。

また、申請とかの周知につきましては、広報等含めまして入居者に対して周知してまいりたいと思っておりますので、そのような形を考えております。

以上です。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

野崎議員。

○4番（野崎敬恭君）

自分で付けてよいということですので、ちょっと安心してくださる方もおるのかな、そのように思っております。

また、一般の個人住宅においては、町も若干余裕ができたときに何らかの助成でもしていただければありがたいなど、そのように考えております。

以上です。答弁は結構です、よろしくお願いします。

○議長（小松正年君）

これをもって、一般質問を終わります。

◎日程第2～日程第9（一括議題）

○議長（小松正年君）

お諮りします。

日程第2、議案第12号から日程第9、議案第19号までの8件については、関連がありますので一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第3、議案第13号 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第4、議案第14号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について、日程第5、議案第15号 浦臼町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第16号 令和7年度浦臼町一般会計予算、日程第7、議案第17号 令和7年度浦臼町国民健康保険特別会計予算、日程第8、議案第18号 令和7年度浦臼町後期高齢者医療特別会計予算、日程第9、議案第19号 令和7年度浦臼町下水

道事業会計予算については、一括議題とすることに決定しました。

本件については、予算審査特別委員会に付託してありますので、審査結果の報告を砂場予算審査特別委員長に求めます。

砂場委員長。

○1番（砂場明君）

ただいま議題となっております議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ほか7件について、特別委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

3月5日に開催されました本会議において、議長を除く議員全員をもって構成する予算審査特別委員会が設置され、8件の議案が付託され、去る3月10日及び11日の2日間にわたり慎重かつ熱心に審議をしたところであります。

その結果は別紙のとおり報告書に記載しておりますので、内容については省略いたしますが、本委員会はいずれも原案可決すべきものと決定いたしましたので報告します。

以上で報告を終わります。

○議長（小松正年君）

ただいま、予算審査特別委員長より報告がありました。

お諮りします。

議案第12号から議案第19号までの8件については、議長を除く議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託した審査案件であります。

この際、討論は省略し、予算審査特別委員長報告のとおり可決することにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ほか7件については、委員長報告のとおり可決されました。

◎追加日程第1 意見書案第1号

○議長（小松正年君）

ただいま高田英利議員から、意見書案第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書を追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、意見書案第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書を議題といたします。

本件については、会議規則第39条の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、意見書案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり採択することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、意見書案第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書は、原案のとおり採択されました。

◎日程第10 所管事務調査について

○議長（小松正年君）

日程第10、所管事務調査についてを議題とします。

総務産業常任委員長並びに議会運営委員長から閉会中の事務調査について、会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りします。

総務産業常任委員長並びに議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員長並びに議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（小松正年君）

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

したがって、令和7年第1回浦臼町議会定例会を閉会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時46分